

政策提言

国民が生涯を通じて、
それぞれが望むかたちで
スポーツを楽しみ、
幸福を感じられる社会の形成

本提言は、笹川スポーツ財団（SSF）が創立 20 周年の節目にスポーツに関する調査研究事業を拡充し、スポーツ分野のシンクタンクとして活動を本格化させるにあたり、最初にまとめた政策提言である。「SSF が考えるこれからの豊かなスポーツライフのあり方」を主題として、職員によるプロジェクトチームを立ち上げ全編の執筆にあたった。今後、さらに研鑽をつみ、スポーツ・フォー・エブリワン（Sport for Everyone）の理念の浸透を図っていく。

【SSF 政策提言プロジェクトチーム・メンバー】

中島 光 笹川スポーツ財団 事業部部長
澁谷茂樹 同 事業部副部長
玉澤正徳 同 総務部課長
竹下克彦 同 事業部係長
吉田智彦 同 事業部係長
小淵和也 同 事業部課員

<本提言に関するお問い合わせ>

公益財団法人 笹川スポーツ財団 政策提言プロジェクトチーム

Tel 03-3580-5854

e-mail info@ssf.or.jp

はじめに

6 月 17 日、国会においてスポーツ基本法案が可決成立しました。

スポーツ振興法の公布（1961 年）から 50 年という節目に、超党派議員の情熱とスポーツ関係者の願望が結実し、新たな国家戦略が幕を開けようとしています。

スポーツ基本法の前文にはスポーツの意義や効果が記され、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとしています。心身の健全な発達、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養など、スポーツは国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとうたわれています。これは、スポーツを通じた日常生活の「陽」の側面が強調されたものと読み取れます。

歴史に大きな爪痕を残した東日本大震災から 4 ヶ月が経過しようとしています。未だ 10 万人を超える避難者に目を向ければ、一部で仮設住宅への移転が緩やかに進んでいるものの、そこには生活困窮、孤独死といった日常生活の「陰」の側面が心配されます。

笹川スポーツ財団が本年 2 月に発行したスポーツ白書の提言に「スポーツのもつ価値、可能性は『無縁社会』を『地域コミュニティ』に変容させる」との一節を付しました。スポーツ基本法でも同様の効果について言及していますが、これはスポーツの文化性に対する期待の高さを示すものであり、具体的な政策に落とし込むことが重要です。

スポーツ振興法からの半世紀を振り返ってみると、従来、日本のスポーツ政策はスポーツ関係省庁を中心に議論され、文部省・保健体育審議会の答申や「スポーツ振興基本計画」(2000)などに反映されてきました。一方、スポーツ基本法成立までの議論において、何人かの有識者が複眼的な政策形成議論の必要性を唱えています、「そうではなかった過去」が厳然と存在します。また、それは政策評価にも影響しているように思います。

過去 10 年間のスポーツ政策の指針であったスポーツ振興基本計画について、検証の議論が影を潜めています。国をあげて取り組んできた政策である以上、政策目標と施策の成果について客観的に評価し、新しい政策形成に反映すべきではないでしょうか。ともあれ、国家戦略としてスポーツ政策を推進する法的根拠ができたことは、未来の新しい可能性を創造することでもあり、スポーツ関係者の一人として素直に評価したいと思います。

今後の課題は、スポーツ基本法に掲げる理念に基づき、具体的な制度設計や政策形成の過程に立法や行政に携わる方々のみならず、多くのスポーツ関係者、国民が参画する仕組みづくりだと考えます。アカデミックな理論や方法論を用い、エビデンスに基づく実効性のある政策提言を、打ち出せる方(組織・人)が躊躇せず打ち出すべきです。

スポーツ基本法には、障害者スポーツやプロスポーツ、紛争解決支援やドーピング防止活動など、時代を反映したものが数多く盛り込まれています。さらにスポーツ庁の設置にも触れています。機能的かつ的確な政策を形成するためには、スポーツ関係省庁の知見だけでは十分とは言いきれず、やはり複眼的な政策形成議論が必要です。そして、政策形成過程に数多くの眼がかかわることで、事後の適正な政策評価が可能となります。

本提言は、スポーツ界の一員である笹川スポーツ財団が、スポーツ基本法とスポーツ立国戦略を実現するための一方法論を、20 年間にわたる当財団の事業成果の分析に基づき考察したものです。本提言が発火点となり、活発な政策形成議論が喚起されることを願ってやみません。

我々は、民間・非営利・独立のスポーツシンクタンクとして、今回の提言内容をさらに詳細かつ具体的なものとし、今後のスポーツ政策に反映されるよう研究を深めてまいります。そして、その実現をはたらきかけてまいります。

公益財団法人 笹川スポーツ財団
常務理事 渡邊一利

目次

第1章	提言の骨子	4
第2章	検証と問題提起	9
第3章	提言	
	学校とスポーツ	16
	生涯スポーツ	23
	競技スポーツ	33
	障害者スポーツ	40
参考文献		45

第1章 提言の骨子

「日本国憲法」(1947) 第 13 条は「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」として、国は国民の幸福追求権を最大限尊重するとうたっている。また、1961 年のスポーツ振興法を 50 年ぶりに改正する形で成立した「スポーツ基本法」(2011) も前文で「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であり、国民が自発性の下にスポーツを楽しむ機会は確保されなければならない、と明記した。

では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活」とはどういったものであろうか。その問いに答えるには、一人ひとりの国民が今現在、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営んでいると感じているか否かを調べる必要があるが、残念ながらそうした調査は存在しない。

笹川スポーツ財団 (SSF) は、国民一人ひとりが自分の生き方に合わせたスポーツを楽しむことに幸福を見出す社会 (スポーツ・フォー・エブリワン : Sport for Everyone) の形成を組織のミッションに掲げ、国民のスポーツライフに関する定点調査「スポーツ活動に関する全国調査」を 1992 年から隔年で実施してきた。国民のスポーツライフの現状を把握し、目指す社会の実現に向けた施策やプログラムなどのありかたを導き出すためである。具体的な施策やプログラムの主なものには、スポーツ団体への助成プログラム「SSF スポーツエイド」(1991~2010)、東京マラソンの運営ボランティア体制の構築を契機としたスポーツボランティア・リーダーの養成 (2005~) などがあげられる。調査で得られた国民のスポーツライフに関する情報はこれらの施策やプログラムの方向性を決める上で判断材料となってきた。

設立 20 周年の節目にこの提言をまとめるにあたり、改めてそれらの調査結果や、SSF が手がけてきた生涯スポーツ、地域スポーツの振興に向けたプログラムの内容を検証した。そうしたプロセスを経て、我々がたどり着いた上記の問いに対する答えが「国民が幸福を感じ続けられるスポーツライフ・サイクル」(以下、スポーツライフ・サイクル) である。

スポーツライフ・サイクルとは、一人ひとりの国民が生涯を通じて、それぞれが望むかたちでスポーツを楽しみ、そこに幸福を感じ続けられるライフサイクルを意味する。主語を「一人ひとりの国民」とし「それぞれが望むかたち」という表現を前面に出したのは、スポーツ・フォー・エブリワンの理念、つまり国民全体を集合的に捉える「all」ではなく、一人ひとりの自発性が尊重される「everyone」と捉えるべきとの考えに基づく。

策定にあたり、ライフステージを幼年期から高齢期まで7つの段階に分類した (p. 6 参照)。横軸はひとりの人間のスポーツライフの推移を、縦軸は各ライフステージにおけるスポーツを通じて他者・社会との関わり方を示している。

ライフステージが進むごとに知識、体力、スキルなどが増え、スポーツとの付き合い方の選択肢も増える。たとえば、義務教育期を終え青年期に入る際、それまで続けてきたス

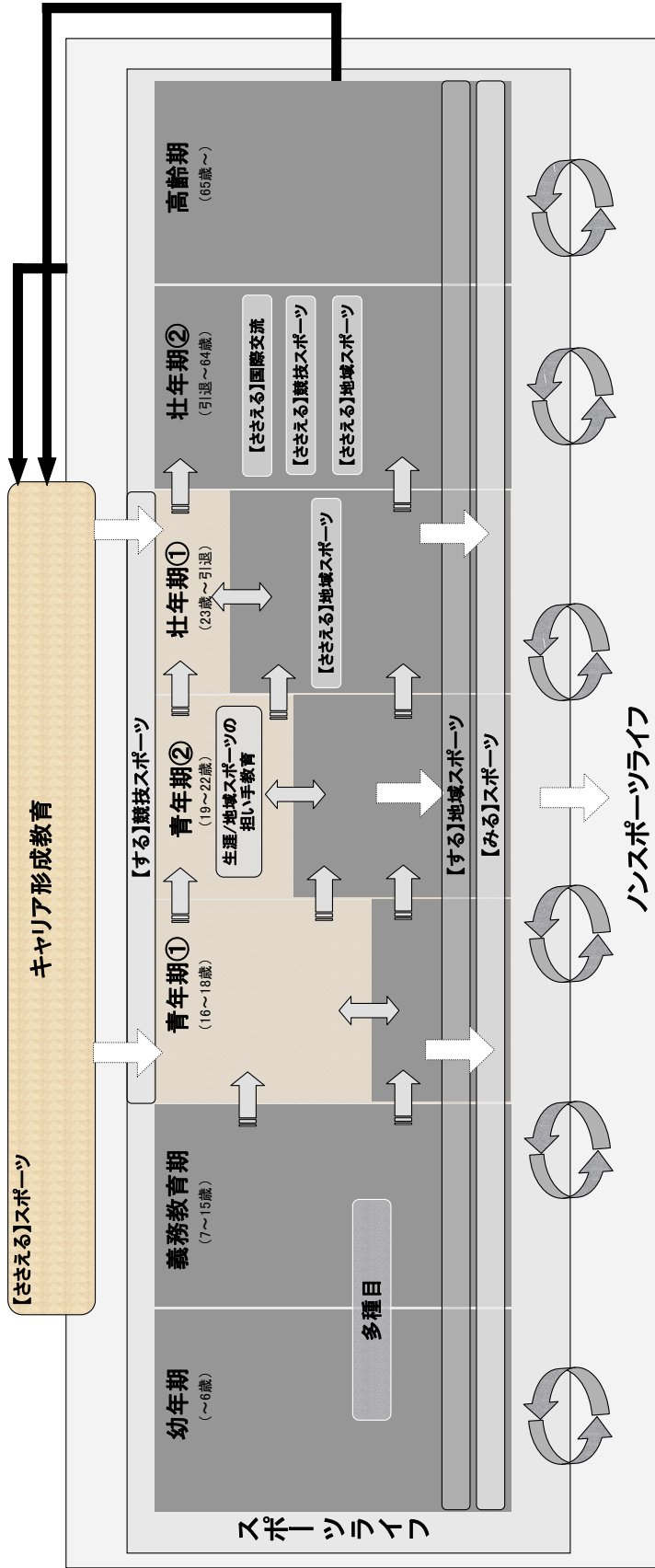
スポーツを進学先のクラブで続ける、地域のスポーツクラブで続ける、あるいは定期的なスポーツ活動から離れる（ノンスポーツライフ）などの選択肢の中から「望むかたち」を選ぶ。本提言ではこのようにスポーツとの付き合い方を変えることをトランジション（移行・変遷）と呼ぶ。

重要なのは、多様な選択肢（受け皿）が用意された上で、各自が自由に簡単にトランジションを経験できる社会が形成されることである。アスリートとして競技力の向上を追求してきた者が競技の一線から退いた後、後進や地域スポーツ愛好者に対する指導者として自身が積んだスキルや経験を活かすことも、スポーツからいったん離れた後、結婚して親になったことをきっかけとして子どもとスポーツを楽しむようになることも、トランジションである。

ライフステージが進み、トランジションを幾度も経験する中で、自身の生き方に合ったスポーツとの付き合い方を選び、存分にそのスポーツを楽しむ。そうしたさまざまなスポーツとの付き合い方を経験しながら、人生を豊かにしていく生き方を「幸福を感じ続けられるスポーツライフ・サイクル」と呼ぶ。

次ページに SSF が考える「国民が幸福を感じ続けられるスポーツライフ・サイクル」の概要を示した。

SSFが考える『国民が幸福を感じ続けられるスポーツライフ・サイクル』



【国民が幸福を感じ続けられるスポーツライフ・サイクルについて】

《コンセプト》

- ◆ 一人ひとりの国民が生涯を通じて、それぞれが望むかたちでスポーツを楽しみ、幸福を感じ続けられるサイクル
- ◆ 自分に合ったスポーツの楽しみ方を多様な選択肢(受け皿)の中から選べる社会

- ◇ ライフステージを幼年期から高齢期まで、7段階に分類
- ◇ 横軸はひとりのスポーツライフの推移を、縦軸は各ライフステージにおけるスポーツを通じた他者・社会との関わり方を示す
- ◇ ライフステージが進むごとに知識、体力、スキルなどが増え、スポーツとの付き合い方の選択肢も広がる

- ◇ スポーツとの付き合い方を変えることをトランジション(移行・変遷)と呼ぶ
トランジションの例： 青年期①から青年期②にライフステージが推移
大学の運動部で競技を続ける / 大学のサークルで続ける / 地域のクラブで続ける / スポーツから離れる

- ◇ スポーツをそれぞれが「望むかたち(する・みる・ささえる)」で楽しむ
「望むかたち」の例：
①地域のスポーツイベントの運営をボランティアとしてささえる
②元アスリートが引退後、地域スポーツ愛好者を指導者としてささえる
③子どものスポーツ活動をささえることをきっかけに、親がノンスポーツライフから、するスポーツ愛好者になる

SSF「スポーツ白書」(2001)において、我々は「スポーツは本来、個人の私的かつ自由な活動領域に属する」とした。その視点に立てば、行政によるスポーツ振興施策も、個人が自由にトランジションを重ね、それぞれの生き方に合ったスポーツを楽しむことができる社会の実現に焦点をあてるべきである。その意味では、文部科学省の「スポーツ立国戦略」(2010)やスポーツ基本法に「スポーツ界の連携・協働による好循環」が盛り込まれたことは、国がさまざまな立場でスポーツを楽しめる社会の実現を目指す姿勢を示したという点で意義深い。

今回の提言で我々は、「学校とスポーツ」「生涯スポーツ」「競技スポーツ」「障害者スポーツ」の4テーマを選定し、それぞれにおいて実行されるべき施策案を示した。スポーツライフ・サイクルのスムーズな循環に直結する施策や、間接的に作用する施策、ひとつのライフステージに焦点をあてた施策や、ライフステージを横断して取り組まれる施策など、提案はさまざまである。いずれにせよ、共通しているのは国民一人ひとりが望むかたちでスポーツを楽しめる社会の実現に貢献するという視点である。

以下、今回SSFが掲げる4テーマ9つの提言である。

□ 学校とスポーツ

豊かなスポーツライフの基盤となる学校環境の充実

- 提言1 教育実習を長期化し、地域スポーツ振興の現場を経験した教員を養成すべき
- 提言2 学校体育施設の管理・運営を、公益性の高い民間組織に委ねるべき

□ 生涯スポーツ

誰もが望むかたちでスポーツを楽しみ続けられる社会の実現

- 提言3 トップスポーツと地域スポーツの連携で新たなスポーツ時間を創出すべき
- 提言4 地域スポーツ振興の関係者が連携し、より開かれたスポーツ空間を創出するべき
- 提言5 産学連携を通じ、地域スポーツ産業の社会産業化を推進するべき

□ 競技スポーツ

アスリートが豊かなスポーツライフを過ごせる環境の構築

- 提言6 キャリア形成支援により、アスリートが安心できるスポーツ環境を整備するべき
- 提言7 中央競技団体の運営を可視化し、競技の普及活動の強化につなげるべき

□ 障害者スポーツ

障害者が幸福を感じながらスポーツを楽しむ社会の形成

- 提言8 スポーツ指導者制度の改善を通じて、障害者のスポーツ参加機会を拡充するべき
- 提言9 障害者スポーツセンターのハブ化、他施設の全国ネットワーク化を進めるべき

【提言の要旨】

□ 学校とスポーツ

学校は、豊かなスポーツライフ形成の基盤を築く場である。子どもの指導にあたる教員の実習期間を長期化し、地域のスポーツ振興をささえるステークホルダーなどに関わる機会をつくり、地域のスポーツ環境に理解の深い教員を養成すべきである。また、学校体育施設の管理・運営を公益性の高い地域の民間組織に委ねることで、学校を中心に地域社会全体で子どもたちや地域住民の多様なスポーツの楽しみを創出する環境の構築策を提案する。

□ 生涯スポーツ

成人の約 4 割が時間や機会がないことを理由にスポーツを「行いたくても出来ない」と答え、約 3 割が新しい施設の設置を望んでいる。一方、国・地方とも大幅なスポーツ振興財源の増加は見込めない。そうした現状を踏まえ、現在のライフスタイルを変えずに取り組みするスポーツプログラムの開発と普及、既存施設の効果的な管理・運営、行政サービスを補完する地域スポーツ産業の社会産業化など、生涯スポーツ充実に向けた今ある資源の有効活用策を提案する。

□ 競技スポーツ

日本のトップスポーツをささえてきた企業スポーツが、厳しい経済状況を受けて縮小を余儀なくされていることなどから、アスリートをサポートする新たな環境の整備が求められている。将来のキャリア形成に不安を抱かずに競技に打ち込め、引退後、習得したスキルや経験がスムーズに社会に還元されるようなシステムの構築、それをささえる中央競技団体の体制強化策を提案する。

□ 障害者スポーツ

多くの障害者が日常的にスポーツを楽しめる社会の形成をめざし、障害者、健常者のスポーツ指導者資格の認定・管理にあたる統轄団体の連携や既存施設のハブ化、ネットワーク化を進め、施設、指導者、情報の一元化を図る環境整備策を提案する。

第2章 検証と問題提起

ここでは、笹川スポーツ財団（SSF）が全国の成人を対象に隔年で実施している「スポーツ活動に関する全国調査」（1992～2010）の結果を分析することで、日本人のスポーツライフの推移、現状および課題について検証する。

1. 成人が実施している運動・スポーツ種目

2010年の調査によると、過去1年間に何らかの運動・スポーツを実施した成人は75.0%と全体の3/4を占めている。実施した運動・スポーツ種目をみると、最も実施率が高いのは「散歩（ぶらぶら歩き）」の34.8%で推計人口3,613万人、以下「ウォーキング」（24.5%、同2,544万人）、「体操（軽い体操、ラジオ体操など）」（18.5%、同1,921万人）の順となる。上位3種目は2002年の調査から変わっておらず、5番目に実施率が高い「筋力トレーニング」（11.5%）も含めて、個人のできる「運動」の人気の高いことがわかる（図表2-1）。

図表 2-1 種目別運動・スポーツ実施率と推計実施人口（2010、年1回以上）

順位	実施種目	実施率 (%)	推計人口 (万人)
1	散歩(ぶらぶら歩き)	34.8	3,613
2	ウォーキング	24.5	2,544
3	体操(軽い体操、ラジオ体操など)	18.5	1,921
4	ボウリング	13.3	1,381
5	筋力トレーニング	11.5	1,194
6	ゴルフ(コース)	9.0	934
7	ジョギング・ランニング	8.5	883
	釣り	8.5	883
9	ゴルフ(練習場)	8.2	851
10	キャッチボール	8.1	841
	海水浴	7.2	748
11	サイクリング	7.2	748
	水泳	7.2	748
14	バドミントン	6.8	706
15	なわとび	5.5	571
16	登山	4.9	509
17	ハイキング	4.7	488
18	サッカー	4.6	478
	卓球	4.5	467
19	野球	4.5	467
21	スキー	4.1	426
	キャンプ	4.0	415
22	ヨガ	4.0	415
24	テニス(硬式テニス)	3.8	395
25	スノーボード	3.4	353
	グラウンドゴルフ	3.3	343
26	ソフトボール	3.3	343
28	バレーボール	3.2	332
29	ソフトバレー	2.2	228
30	エアロビックダンス	2.1	218

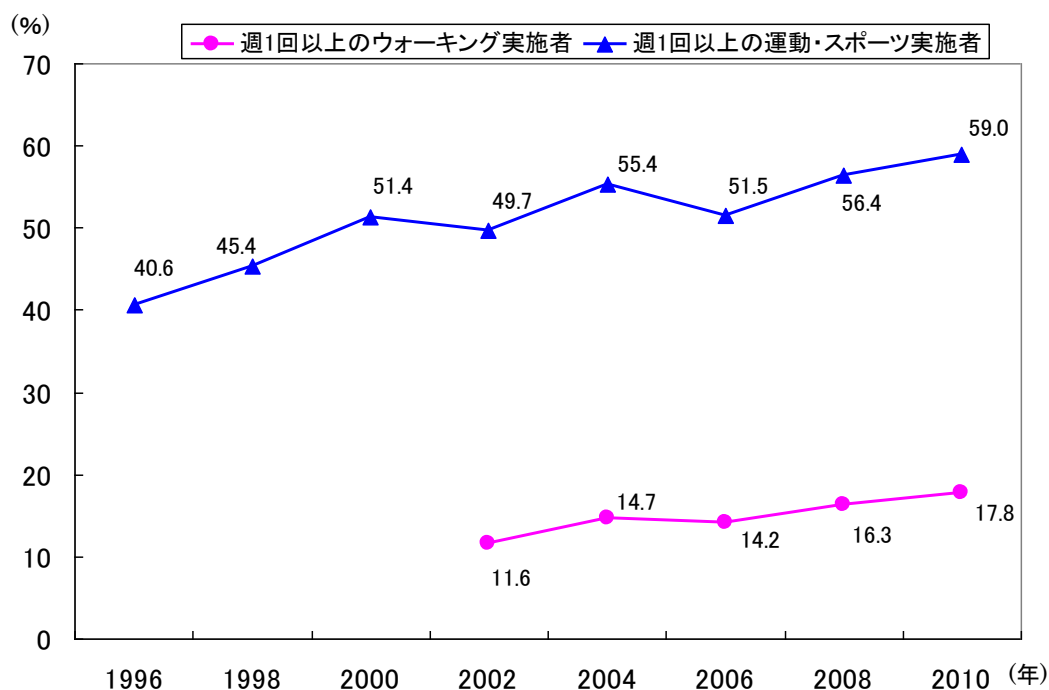
注)推計人口:成人人口の103,824,522人(2009年3月現在)に実施率を乗じて算出

SSF「スポーツ活動に関する全国調査」(2010)より作成

2. 定期的運動・スポーツ実施者の推移

定期的な運動・スポーツ実施者として、何らかの運動・スポーツを週1回以上実施している成人の割合をみると、2010年は59.0%で、1996年の40.6%から14年間でおよそ1.5倍に増えている（図表2-2）。定期的運動・スポーツ実施者の増加の実態を把握するため、種目別の週1回以上の実施率の推移を調べたところ、「散歩」と「ウォーキング」を2種目に分けた2002年以降、実施率の伸びが大きかったのは「ウォーキング」（6.2ポイント）、「散歩（ぶらぶら歩き）」（3.5ポイント）、「筋力トレーニング」（3.2ポイント）など、いずれも個人でできる運動・エクササイズ系の種目であった。週1回以上のウォーキング実施者の割合と推計実施人口は、2002年の11.6%、1,168万人から、2010年には17.8%、1,848万人へと増加している。ウォーキングを中心とした運動・エクササイズ系種目の人気の背景には、近年の健康志向の高まりがあるとみられる。

図表2-2 週1回以上の運動・スポーツ実施率とウォーキング実施率の推移



注)2000年調査までは、種目区分が「ウォーキング・散歩」だったため、ウォーキング単独のデータなし
SSF「スポーツ活動に関する全国調査」(1996～2010)より作成

3. ウォーキング実施者の実態

2010年の調査によると、ウォーキングの年1回以上の実施者は成人のおよそ4人に1人の2,544万人で、このうち1,848万人は週に1回以上のウォーカーであると推計される。これらウォーキング実施者の実態は以下のとおりである。

- 年1回以上のウォーキング実施者の63.1%は50歳以上の中高年である。
- 日本の60歳代の36.9%が年1回以上ウォーキングを実施している。
- 年1回以上のウォーキング実施者の59.8%はひとりで、24.8%は家族とウォーキングを楽しんでいる。
- 年1回以上のウォーキング実施者がほかに行っている種目で多いのは、「散歩（ぶらぶら歩き）」「体操（軽い体操、ラジオ体操など）」「筋力トレーニング」などの運動・エクササイズ系の種目である。

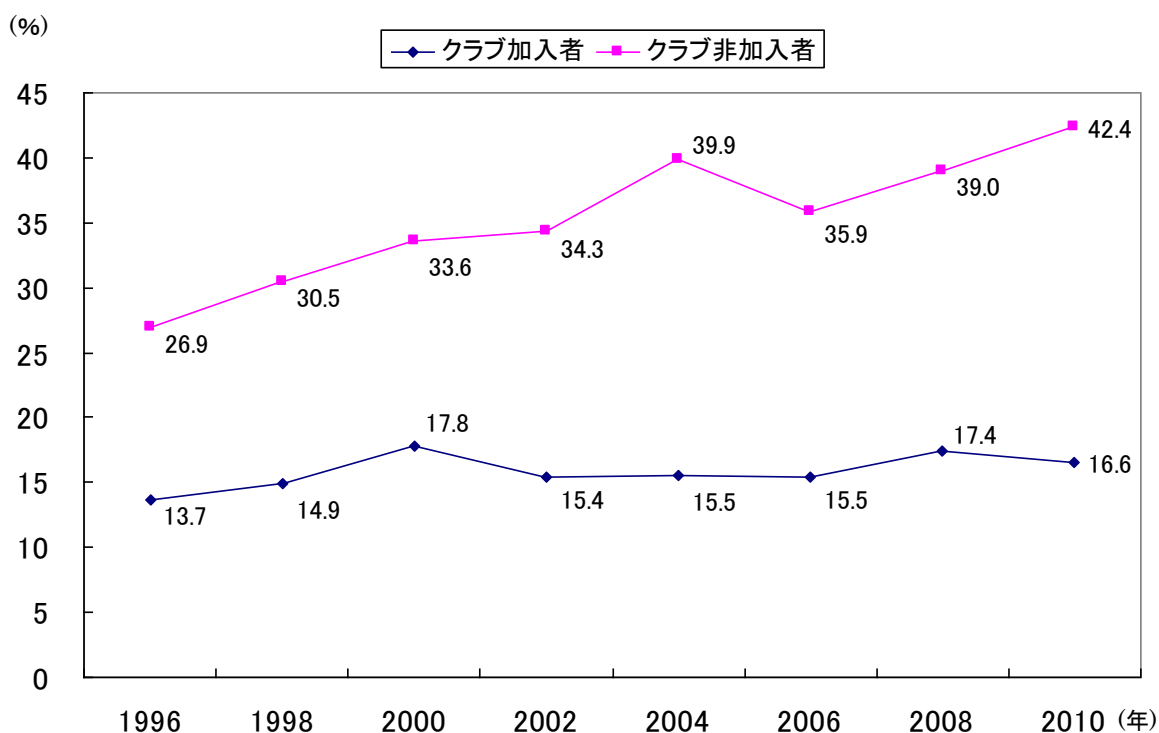
健康志向の中高年ウォーカーの増加が、運動・スポーツ実施率を押し上げている状況が推察される。

4. スポーツクラブ加入状況と定期的運動・スポーツ実施率

スポーツクラブや同好会・チーム（以下、スポーツクラブ）への加入率は、調査開始以来2割前後で推移している（2010年調査は18.8%）。加入者のほぼ半数は、「地域住民が中心となったクラブ・同好会・チーム」、つまり地域のスポーツクラブのメンバーである。また、加入者の2割が「民間の会員制スポーツクラブやフィットネスクラブ」に所属している。

週1回以上の定期的運動・スポーツ実施者について、スポーツクラブ加入者と非加入者に分けて実施率の推移を比較すると、スポーツクラブ加入者が微増傾向であるのに対し、非加入者の割合は1996年の26.9%から2010年の42.4%へと大きく増加している（図表2-3）。これは、スポーツクラブに加入していない成人が、週1回以上の運動・スポーツ実施率の増加を牽引していることを示している。いいかえれば、全国で数を増やしている総合型地域スポーツクラブは、定期的なスポーツ参加者の増加にはまだ貢献できていないと推察できる。

図表 2-3 スポーツクラブ加入状況別にみる週1回以上の運動・スポーツ実施率の推移

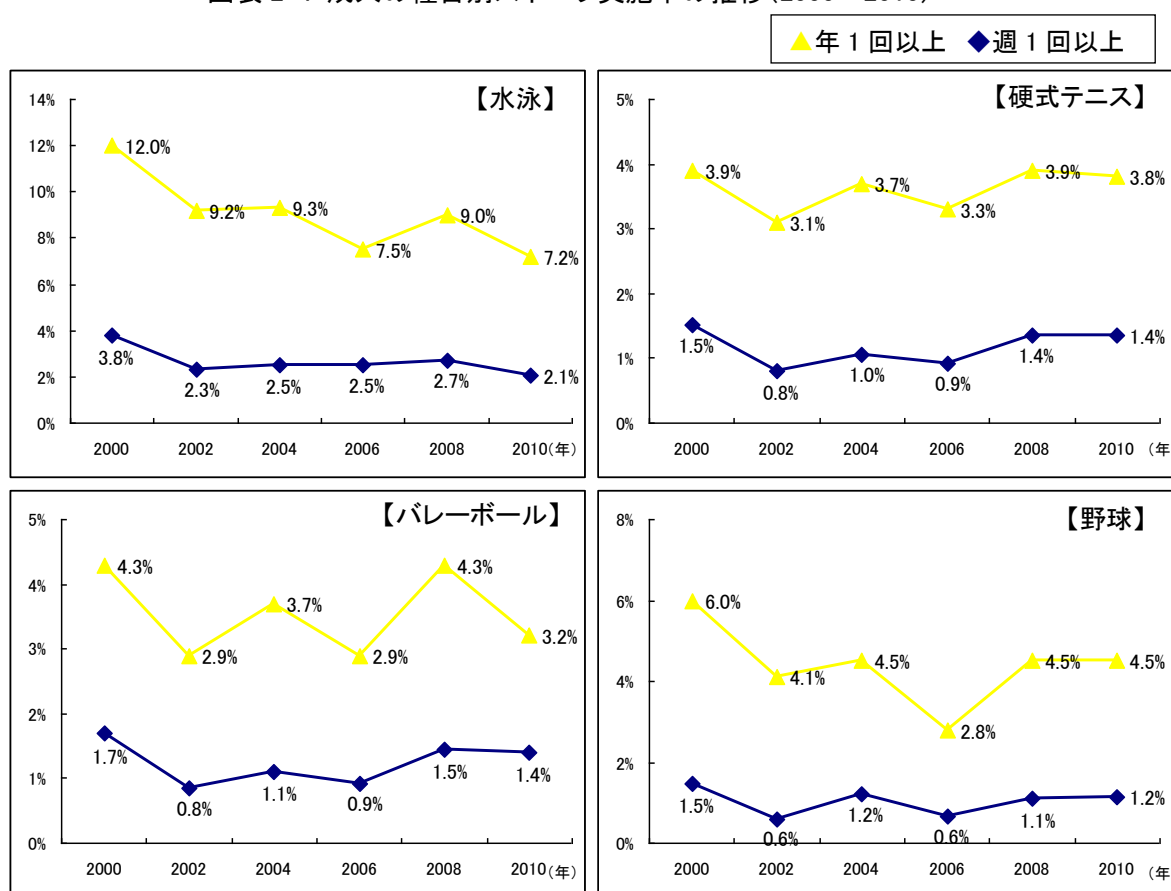


SSF「スポーツ活動に関する全国調査」(1996～2010)より作成

5. 種目別スポーツ実施状況の分析

近年の運動・スポーツ実施率の増加傾向が、ウォーキングを中心とした運動・エクササイズ系種目によってささえられていることをデータに基づいて示した。一方で、オリンピックの実施種目に代表される近代スポーツ（競技系スポーツ種目）の実施率の推移をみると、サッカーなど一部の種目を除き、年1回以上の実施率、週1回以上の実施率ともに横ばいか減少傾向にあることが過去10年間の調査の二次分析から明らかになった(図表2-4)。

図表 2-4 成人の種目別スポーツ実施率の推移(2000~2010)



注)週1回以上の実施率上位20種目の中から、(公財)日本オリンピック委員会加盟団体の4種目を抽出
SSF「スポーツ活動に関する全国調査」(2000~2010)より作成

これは、「スポーツ振興基本計画」(2000)に基づいて国や地方自治体が進めてきたスポーツ政策が、運動・エクササイズ系種目の普及に貢献した一方で、スポーツ種目を底上げするまでには至らなかったことを示すデータとも読み取れる。

図表 2-5 は主な競技系スポーツの種目別実施率を実施頻度別にみたものである。年1回以上の実施率上位5種目は「ボウリング」「ゴルフ(コース)」「水泳」「バドミントン」「登山」であるのに対し、月2回(年24回)以上では「水泳」「ゴルフ(コース)」「テニス(硬

式テニス)」「サッカー」「野球」となり、さらに週1回以上では、「水泳」「テニス(硬式テニス)」「バレーボール」「野球」「サッカー」へと変動する。不規則な参加者が多いボウリングや登山、実施者の半数以上が月2回以上の頻度で行っているテニスやバレーボールなど、種目ごとに特徴がみられる。これらの競技系スポーツ種目を週1回以上実施するのは、現在の労働環境やスポーツ施設整備状況を考えると簡単なことではなく、種目によって「定期的」の目安となる実施頻度は異なると考えられる。

図表 2-5 成人の種目別スポーツ実施率(2010)

(%)

	スポーツ実施率			スポーツ実施者にみる実施頻度の分布			
	年1回以上	月2回以上	週1回以上	年1回以上 月1回未満	月1回以上 月2回未満	月2回以上 週1回未満	週1回以上
ボウリング	13.3	0.8	0.4	82.8	9.3	4.4	3.4
ゴルフ(コース)	9.0	2.6	0.6	47.0	21.3	24.4	7.3
水泳	7.2	2.8	2.1	42.7	10.3	12.0	35.0
バドミントン	6.8	1.5	1.0	52.5	17.8	9.9	19.8
登山	4.9	0.2	0.1	75.4	18.8	2.9	2.9
サッカー	4.6	1.8	1.0	34.7	18.7	20.0	26.7
卓球	4.5	1.0	0.7	57.4	11.5	9.8	21.3
野球	4.5	1.8	1.2	28.2	22.5	16.9	32.4
スキー	4.1	0.2	0.0	92.6	1.5	5.9	0.0
テニス	3.8	1.9	1.4	33.3	7.9	15.9	42.9
ソフトボール	3.3	0.8	0.5	57.1	14.3	10.7	17.9
バレーボール	3.2	1.5	1.4	33.3	7.8	3.9	54.9

注1)年1回以上の実施率上位30種目の中から、(公財)日本オリンピック委員会加盟団体の12種目を抽出

注2)ゴルフは(コース)と(練習場)に分けて調査しているが、「ゴルフ(コース)」の実施者のみを掲載

SSF「スポーツ活動に関する全国調査」(2010)より作成

6. スポーツ振興策は「量から質へ」

SSFは『週2回以上、1回30分以上、主観的運動強度「ややきつい」以上』の運動・スポーツ実施者を「アクティブ・スポーツ人口」と定義し、この割合をわが国のスポーツ振興の指標のひとつとして提示してきた。また、文部科学省はスポーツ振興基本計画において週1回以上のスポーツ実施率を、さらに「スポーツ立国戦略」(2010)からは週1回以上と週3回以上のスポーツ実施率の向上を政策目標としている。

しかし、SSF調査の二次分析は、運動・スポーツの実施頻度を高めることを目指してきた現在のスポーツ振興策を支持する結果を提示していない。健康・体力づくりの面からは、ウォーキングや体操などの運動・エクササイズを定期的に行う人が増えることは望ましいが、週1回には満たない頻度で競技系スポーツを楽しみ、満足している層の実施頻度を高めることは、最優先のスポーツ振興策ではないだろう。多くの国民にとっての豊かなスポーツライフが、「競技系のスポーツを楽しみながら、健康のための運動を織り交ぜて週1回以上の実施頻度を維持する」といった定型に都合よくはまるとは考えにくい。「量から質へ」、わが国のスポーツ振興策は方向転換が必要な時期にきているのではないだろうか。

第3章 提言

□ 学校とスポーツ

豊かなスポーツライフの基盤となる学校環境の充実

生涯にわたり豊かなスポーツライフをおくることを考えるとき、学校はその基盤となる。学校体育は、すべての児童・生徒に運動・スポーツの機会を保障し、学校体育施設は施設開放を通じて、地域住民に運動・スポーツの場を提供する。学校体育の充実は、2010年8月に発表された「スポーツ立国戦略」（文部科学省）の重点戦略の中でもスポーツライフの基盤づくりとしての役割に大いに期待が寄せられている。また、本年6月に制定された「スポーツ基本法」においても、スポーツ立国戦略同様、学校における体育が青少年の心身の発達に資するものと位置づけている。

学校体育の本質は、教育の一領域として人格形成に寄与することにあるといえる。学習指導要領において「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てる」と示したことには、体を動かすことが、身体能力を身につけるとともに、情緒面や知的な発達を促し、集団的活動や身体表現などを通じてコミュニケーション能力を育成することや、筋道を立てて練習や作戦を考え、改善の方法などを互いに話し合う活動などを通じて論理的思考力を育むことに資するという考えが背景にある。各学校においては、体育の授業をはじめ学校教育活動全体を通して、体を動かす楽しさや心地よさを体感させるなど、子どもの運動意欲を高める取り組みが求められている。それをささえるのは現場の教員であり、教員の資質能力の養成・向上は教育政策における大きな課題である。

また教育課程外の運動部活動においても、学校教育の一環として効果的に基礎的な身体能力の育成を図る取り組みが求められている。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加のもとに成立する活動であるが、教育の一環である以上、参加を希望する生徒には義務教育の根幹である機会の均等が約束されるべきである。運動部活動の現状をみると、競技性の重視により、いわゆるドロップアウトした生徒のケアや楽しみを目的に活動したい生徒の受け皿が必ずしも確立されていないことや、指導する教員への負担も課題となっている。加えて、2006年に改正された「教育基本法」に学校、家庭および地域の連携協力が盛り込まれたことから、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えるためのさまざまな施策が講じられているが、より有機的な連携を図り、社会全体で教育に取り組むことも今日的な課題である。そのためには、学校が地域の公共的な財産であることを再認識し、学校の体育施設を有効に活用することが重要である。

本項では、学校に携わる「人」の養成と「場」の整備により、学校体育や学校体育施設が生涯を通じた豊かなスポーツライフの基盤となるべく、以下2点の提言を行う。

提言1 教育実習を長期化し、地域スポーツ振興の現場を経験した教員を養成すべき

2008年3月に告示された「新学習指導要領」では、わが国の将来を背負う今の子どもたちには、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育むことが重要になると強調されている。体育科の改善の基本方針は、2008年1月の中央教育審議会（中教審）の答申における、運動する子どもとそうでない子どもの二極化や、子どもの体力の低下傾向といった課題を踏まえ「生涯にわたって健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現することを重視し改善を図る」と示された。それを受け、小学校の体育科では「心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる」ことを目標とした。中学校の保健体育でもほぼ同様の目標に「運動や健康・安全についての理解」と「運動の合理的な実践」が加えられているが、両者に共通する究極的な目標が、明るく豊かな生活を育む態度を育てることであると読み取れる。

しかし、学習指導要領が改訂されたとはいえ、それだけで学校体育が充実するものではない。体育科に教科書が存在しないこともひとつの要因と考えられるが、学校体育の充実には、体育の授業を担当する教員の資質、能力や熱意に負うところがきわめて大きく、教員の資質能力の向上は子どもたちの教育の充実を図る上で重要な政策課題である。生涯スポーツの主体者として子どもたちが成長するためには、技能の向上にとどまらず、スポーツに関わる価値観やスポーツの場で求められる行動様式、人間関係づくりに関わる学習が不可欠である。「する・みる・ささえる」といった多様なスポーツへの関わりを可能にするのは何にもまして学校体育の充実であり、学習指導要領の趣旨に基づいた指導ができる高い資質の教員を養成することが求められる。

教員の養成は、「大学における教員養成」の原則により、免許状を授与する大学の責務であるが、統一的な国家試験がないこともあり、学士課程における教職課程の組織編制やカリキュラム編成が十分整備されているとはいえない。そこで、2008年4月から優れた指導力をもった教員の養成などを目的に教職大学院が開設され、2011年6月現在で25の大学が設置している。しかし、公立学校の教員の採用には採用選考があり、養成課程修了後に教職に就ける保証がない。そのため、時間的・経済的負担増が敬遠され、志願者を減らす結果となることが懸念されている。現に、2006年に薬剤師の養成課程が4年から6年に延長されたことにより、2005年に約14万8,000人（国公立全学部入学志願者数約359万人）であった薬学部の志願者が、2009年には約8万8,000人（同約362万人）に減り、志願倍率が下がったことについても十分に分析し、参考にする必要がある。さらに、文部科学省「平成22年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」（2009）によれば、平成22年度採用者の学歴別内訳は、教員養成大学・学部出身者が7,585人で全体の31.3%、その他一般大学等の出身者が1万6,683人で全体の68.7%を占めている。教職大学院が定員充足率

を満たしていない現況も鑑みると、これまでわが国の教員養成をささえてきた学士課程の再建と充実が先決といえよう。

現状の学士課程における教員養成カリキュラムは、4年間という構造上、教育基礎科目や教科の専門性などが中心となっている。実践を積む大きな役割をもつ教育実習については、2～4週間であり、教育実習が授業実習や学級経営など教育活動全体を視野に入れることを基本とすると、十分な期間であるとはいえない。諸外国と比較すると、同じ4年制の養成課程をもつイギリスでは32週間以上であり、その差は非常に大きい。一方、前述の教職大学院においては、1年間で10～14週間の教育実習を義務づけているが、指導レベルが児童・生徒の教育に影響することや、受け入れる学校側の負担などから、実習校が積極的に協力できる環境にない。

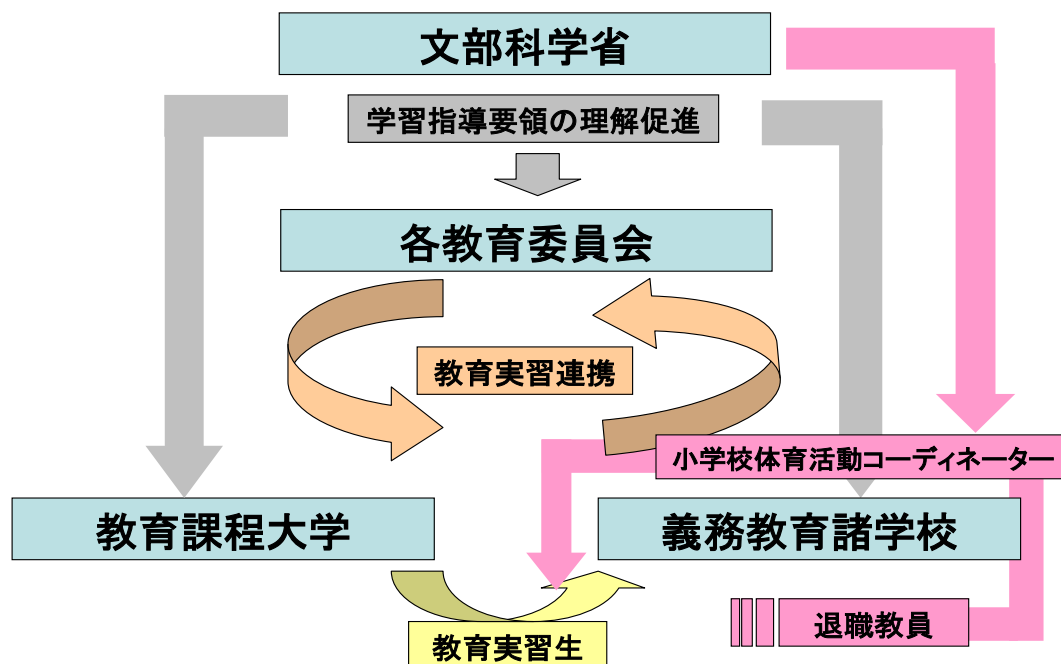
「教員職員免許法」(2008)では、認定課程の大学が教育実習の受け入れ先の協力を得て円滑な実施に努めること(第22条5)としており、大学、学校、教育委員会がより緊密に連携し、日常の教育活動に支障のない範囲で、次世代の教育者養成に努めることが必要である。なかでも、現場の対応力やコミュニケーション能力を養う面で多大な経験値となる教育実習の長期化により、教育課程以外の学校教育活動全般や学校と地域の関わりを総合的に研修することが可能になろう。その期間については、これまで幼稚園、小学校、中学校においては4週間、高等学校では2週間で授業実習に主眼を置いてきたものに対し、それぞれ、その倍の期間(前者は8週間、後者は4週間)とすることで、現状で必要とされる実習内容はそのまま、新たなスキル習得が期待できる。受け入れ側の学校にしても、期間が倍になった場合でも、教育課程外の部分について実習校全体で役割分担することで、負担は分散できる。

学校体育の目的のひとつに人格形成があるとすれば、教育課程の実習に加え、地域住民が参画する学校支援地域本部事業などの教育支援活動への参加や、地域のコーディネーターとしての活動を含む総合的な実習を経験することで、教員志望者自身がその目的の達成に必要な資質能力を備えることができると考えられる。また、これは、改正教育基本法に盛り込まれた「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」(第13条)を真に理解する仲介者の役割を体験・養成することにつながり、教育実習制度がより意義深いものになるといえる。学校体育という側面で地域と学校をつなぐことについては、スポーツ立国戦略において、「小学校体育活動コーディネーター」の配置が示され、体育授業の計画やチームティーチングのほかに「総合型クラブ等地域との連携を図る」役割が期待されている。小学校体育活動コーディネーターとしての活動を教育実習者の必修とすることは、学校、家庭および地域の連携の意義やその方法を学ぶという点できわめて有用である。小学校体育活動コーディネーターは、2011年度から制度化され、文部科学省が約5.7億円を予算化した。当面は非常勤教員扱いで、4～5年を目処に常勤教員の身分取扱いとすることを目指している。予算額や身分取扱いの是非についてここで踏み込む余地はないが、制度が確立されるまでは、学校を退職した元教員を配置することが妥当と考える。小学校体育活動コ

コーディネーターの役割を考えると、年齢的に実技指導に困難が生じる可能性は否定できないものの、長年の経験や人脈を次世代に還元するという意味では、退職者が適している。文部科学省「学校教員統計調査」（2007）によると、小学校の本務教員数は約 39 万人で、調査当時最も割合の高い年齢区分であった 50～55 歳未満の約 8 万 1,000 人（20.8%）の退職が始まる時期を迎えている。同じく中学校をみると、本務教員数約 23 万人に対し、同年齢区分は約 3 万 7,000 人であった。文部科学省「学校基本調査」（2009）によると、2008 年度の小学校数は 2 万 2,476 校であることから、小中学校で退職を目前にした約 12 万人から順に 1 校に 1 名配置し、小学校体育活動コーディネーターとして教育実習生の指導役を務めることもできよう。教育実習生がそれらの人材から引き継ぐ知識や経験は、教育実習期間に得られる大きな財産となる。

教員採用後は、学校教育活動全般の負荷から、教員自身が小学校体育活動コーディネーターの役割を背負うことは困難であり、小学校体育活動コーディネーターの制度そのものも、それを求めるものではない。教育実習においてその存在を知り、体験することが、学校を取り巻く運動・スポーツ環境を学ぶ手段となる。そうすることで、教育課程のみならず、地域のスポーツ環境に理解をもった教員の養成につながる。それらの教員が児童・生徒に多様なスポーツのありかたを教えることで、子どもたちは学校で生涯に渡るスポーツライフの基盤を築くことができるであろう。

図表 3-1 教育実習における大学、学校、教育委員会の連携



提言2 学校体育施設の管理・運営を、公益性の高い民間組織に委ねるべき

文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」(2008)によると、わが国の体育・スポーツ施設は22万2,553カ所であり、そのうち小・中学校、高等学校、専修学校などの「学校体育・スポーツ施設」が13万6,276カ所と全体の6割を占めている。施設種別は、「体育館」(3万7,339カ所)、「多目的運動広場」(3万5,933カ所)、「水泳プール(屋外)」(2万8,171カ所)となっている。文部科学省「学校基本調査」(2009)によると、2008年の学校数は小学校が2万2,476校、中学校が1万915校であるのに対し、「体育・スポーツ施設現況調査」における体育館の保有校数が小学校2万1,115校、中学校9,684校、屋外運動場の保有校数が2万1,479校、中学校が9,709校となっており、小・中学校の9割前後でこれらの施設が整備されている現状がうかがえる。

学校体育・スポーツ施設の有効活用は、国民へのスポーツ機会の提供における重要な課題である。「スポーツ振興法」(1961、第13条)は、教育に支障のない範囲で、学校の体育・スポーツ施設を一般に供するよう定めており、公立の小・中学校を中心に、体育館やグラウンドなどの学校施設が地域住民に開放されてきた。これは、今般の「スポーツ基本法」(2011)にも引き継がれている。「体育・スポーツ施設現況調査」によると、2008年度は98.3%の市区町村で学校体育施設開放を実施している。施設種別の開放実施率(施設開放数/施設保有校数)は、「体育館」が87.3%、「屋外運動場(校庭)」が80.0%、「水泳プール」が26.7%となっており、多くの学校体育施設において、施設開放が実施されている。一方、たとえば小学校の体育館における施設開放実施率は95.1%であるが、この値には学校の長期休業中の開放や要請に応じた不定期な利用が含まれており、定期的な施設開放に限ると、平日が75.7%、土曜日が67.4%、日曜日が63.9%にとどまっている。

笹川スポーツ財団(SSF)は、2010年度に学校体育施設の開放施策に関する調査を実施した。同調査によると、1950~80年代にかけて学校体育施設の開放を促すための条例や規則などが整備されてきたものの、社会の公共性に対する考え方の変化により、スポーツ政策の重点課題も変わってきたことから、現代のニーズや課題を見すえつつ、学校体育施設開放のありかたを見直す時期を迎えている。特に、既存登録団体の利用が施設開放時の大部分を占め飽和状態にあることから、新規の参加団体の受け入れが困難な事例については、今後、スポーツ政策がさらに推し進められ、人々の運動・スポーツ実施率が増加した場合、その実施を保障する環境を整える抜本的な対応が求められる。また、学校体育施設の管理主体については、現状の条例などにおいて、その責任が教育委員会であることが明記されているが、教育委員会内部でも、開放する施設や時間帯により担当する課が異なるケースがあり、管理業務に課題がうかがえた。たとえば、同じ学校でありながら、屋外体育施設と屋内体育施設の管理主体が生涯教育課と学校教育課に分かれていることや、そもそも学校体育施設開放は学校教育課から生涯学習課が施設を借り受け利用者に貸し出すことによる業務の煩雑化が発生している。

地方自治体は、授業時間帯以外の放課後から休日の学校体育施設の開放を、教育委員会ではなく、地域のスポーツクラブなど公益性の高い民間組織に委ねることで、施設利用の最適化に務めるべきである。つまり、社会体育施設が指定管理者制度を導入したように、学校体育施設も放課後と休日に限って学校運営協議会などが指定する団体に管理を任せ、効率的に運営する。学校教育としての体育は学校が責任をもって運営し、放課後と休日は地域住民への開放を促進することにより、学校が地域の公共財であることの再認識につながり、社会全体でスポーツをささえる基盤にもなる。さらに一步進んで、民間組織による学校体育施設と社会体育施設の一元管理が実現すれば、教育委員会の業務負担を軽減でき、利用体系の幅が広がり、より個々のニーズに合うスポーツライフをおくることが可能になる。たとえば、放課後の利用について、これまで競技性の重視偏重により運動部活動への参加を躊躇していた児童・生徒が、自分の好きなレベル、頻度でスポーツを楽しむことが期待できる。学習指導要領には、部活動が教育の一環であるとの記載が加えられたが、教育活動であるならば、憲法および「教育基本法」にうたう機会の均等が保障されるべきである。しかし、学校がすべての児童・生徒にその機会を保障できると考えるのは現実的ではない。公益性の高い民間組織が放課後や休日の学校体育施設の管理・運営を担うことで、競技性を追及する種目に対する外部指導者の派遣手配や、スポーツを楽しむ児童・生徒向けのプログラムを提供するという交通整理がつき、より多くの機会の創造が可能となる。加えて、放課後や週末の運動部活動や既存組織による独占的な利用を解消し、子どものスポーツ指導の練習時間を適切なものにするにも効果的である。

本項でいう公益性の高い組織としては、総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブ）、単一種目の地域スポーツクラブ、指定管理を受けている NPO 法人などの非営利団体、および市町村の体育協会などが考えられ、その可能性に期待している。社会体育施設の指定管理実績でいえば、中学校敷地内に社会教育施設として建設された宇ノ気体育館の管理・運営を受託した NPO 法人クラブパレット（石川県かほく市）の例があげられる。また、学校体育施設における総合型クラブと運動部活動の連携の点では、長野県下伊那郡豊丘村の NPO 法人とよおか総合型地域スポーツクラブの部活登録者とクラブ会員を対象にした部活連携スポーツ教室や、岐阜県多治見市のこいずみ総合クラブのように、原則的に 17 時までは中学校の部活動、それ以降はクラブでの活動とした例が参考になる。2010 年の文部科学省「総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」によると、全国 1,750 市区町村にある 3,114 件の総合型クラブのうち、学校体育施設を活動拠点としている総合型クラブは 55.1%（有効回答数 2,537）であり、学校の施設が地域のスポーツをささえる現状がみてとれる。また、クラブハウス専用施設を有する総合型クラブの 51.6%にあたる 658 件が、学校を利用していることがわかった。仮に現在、学校にクラブハウス機能を置いて活動している総合型クラブに、学校体育施設の管理・運営を委ねられれば、地域のスポーツ活動の中心として地域住民に対するより幅広いサービスを提供できるのではないだろうか。先の例をロールモデルとし、それぞれの地域特性にあった形で適応が進めば、公益性の高い組織による学校体

育施設の管理・運営の全国展開にも道が開けるだろう。これは同時に、スポーツ立国戦略でうたう広域市町村圏 300 の総合型クラブの拠点化を、早期かつ容易に実現する施策になるはずである。

学校施設の開放は、「学校教育法」(1947) 第 137 条(「学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる」)の規定に基づき、各教育委員会が条例を定めて実施している。この条例を改正し、放課後および休日の管理・運営の民間公益組織への委託を認めるべきである。

この施策に必要な財政としては、各教育委員会の条例などで定めた公立学校職員の特殊勤務手当のうち、運動部活動に支出している予算や、同じく各教育委員会が学校施設開放のために確保している予算を充当することが考えられる。条例の改正と財源の確保を行い、学校体育施設を運営する組織の裁量に委ねることで、学校はより効率的に地域や個人のニーズに応えるスポーツライフを実現する拠点となる。

□ 生涯スポーツ

誰もが望むかたちでスポーツを楽しみ続けられる社会の実現

■生涯スポーツの定義

文部科学省「スポーツ振興基本計画」（2000）は生涯スポーツのありようをめぐる「国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会」と記述している。また、先般成立した「スポーツ基本法」（2011）の前文に「全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて（中略）スポーツを楽しみ」とあるように、スポーツは個人がその自発性のもと楽しむものである。

本項においては生涯スポーツを、「国民の誰もが年齢、性別、職業、収入、居住地等の区別なく、望むならばいくつかのアプローチ（する・みる・ささえる）を通じて、各自の多様な喜び（爽快感、高揚感、達成感、一体感、感謝、感動、勝利する喜びなど）をスポーツに見出し、それを生涯にわたり感じ取り続けられること」と定義する。

■生涯スポーツに関する政策目標

スポーツ振興基本計画が「生涯スポーツ社会の実現」を掲げ打ち出した政策目標「成人の週1回以上のスポーツ実施率50%」の達成率は、2009年の内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」によれば45.3%で、2000年の37.2%から順調に増加しており、このペースを保てば近く達成することが予想される。文部科学省はこの状況を踏まえ、「スポーツ立国戦略」（2010）において週1回以上のスポーツ実施率を65%に、週3回以上のスポーツ実施率は30%程度に目標を引き上げた。

一方、笹川スポーツ財団（SSF）「スポーツ活動に関する全国調査」（1992～2010）で種目別の運動・スポーツ実施率（過去1年に1回以上実施した種目）をみると、2002年以降2010年まで上位3種目は「散歩（ぶらぶら歩き）」「ウォーキング」「体操（軽い体操・ラジオ体操など）」の順で変わらず、なかでもウォーキングの実施率が顕著であった。この結果を勘案すると、過去10年のスポーツ実施率の上昇がこうした個人でできる運動にささえられてきたことが推察される。

また、国が「実施率50%」達成のために必要不可欠な施策として打ち出した総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブ）の全国展開（全市区町村に少なくとも1つ以上育成）については、2010年の文部科学省調査で、全国1,750市区町村（調査時）の71.4%（3,114クラブ）で育成がなされたと報告されている。クラブの数は、調査を開始した2002年の約6倍にあたり、かなりのペースで育成が進められたことがわかる。

国が掲げた2つの目標は順調に数値を伸ばしてきたものの、今後問われるべきはその中身である。ここで問題視すべきは、「生涯スポーツ社会の実現」という目的達成のために国

が必要不可欠な要素のひとつとして位置づけた総合型クラブの効果が、スポーツ振興基本計画の書きぶりから、ともすると「スポーツ実施率」や「育成数（育成率）」という画一的な数値目標で測られるかのごとき印象を与えている点である。

スポーツ基本法の基本理念には「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において（中略）行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない」と明記されている。今後、国民が真にスポーツを通じて幸福な生活を営むことのできる生涯スポーツ社会の実現を目指す上では、スポーツ実施率やクラブの育成数、育成率などの数値のみならず、理想の実現に向けた施策（原因）がいかんにして成果（結果）につながったのかを示していくことが重要と考える。また、運動・スポーツ実施率の増加の裏側で、非実施者は何を理由に実施しなかったのか、できなかったのかを探り、その理由の究明と必要な解決策としての施策を講じる必要がある。

SSF「スポーツ活動に関する全国調査」（2008）では、国民の運動・スポーツへの取り組み方について尋ねており、以下の結果が得られている。

図表 3-2 現在の運動・スポーツの取り組みについて

運動・スポーツを行っており、満足している	20.3%
運動・スポーツを行っているが、もっと行いたい	23.2%
運動・スポーツを行いたいと思うができない	43.6%
特に運動スポーツに関心はない	12.8%

SSF「スポーツ活動に関する全国調査」（2008）より作成

43.6%と最も回答の多かった「行いたいと思うができない」について、その理由をみると、「時間がないから」が53.8%で圧倒的に多く、次いで「機会がないから」（27.8%）、「病気のため、体調不良だから」（20.3%）、「生活の中で自然に身体を動かしている」（18.4%）などと続く（複数回答）。

スポーツ基本法にある「国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所においてスポーツを行うことができるようにする」の実現を目指すにあたっては、この全体の約4割を占める層を縮減させ「満足している」と答える層を増やすことこそが重要課題といえよう。生涯スポーツをテーマとする本項では、運動・スポーツを行わない理由で上位を占める「時間がない」「機会がない」に応えるスポーツ環境の整備に向けた3点の施策を提言する。

提言3 トップスポーツと地域スポーツの連携で新たなスポーツ時間を創出するべき

ここでは、運動・スポーツを「行いたいと思うができない」とした者がその最大の理由としてあげた「(運動・スポーツ以外のことに忙しいため) 時間がない」に着目し、その解決策の一助として、忙しい中でも運動・スポーツを楽しむ時間を創り出すことができる簡易なプログラムの開発と普及を提案したい。なお、便宜上、本項ではそうしたスポーツプログラムを「スポーツ時間創出プログラム」と呼ぶ。

スポーツ時間創出プログラムに必要な要件としては、①短時間(15分程度)でできること、②年齢・性別を問わず誰でもできること、③実施する競技の魅力が感じられること、をあげたい。仕事や育児などに忙しく、従来であれば時間がないことを理由にスポーツ実施をあきらめていた層に忙しくても取り組めるスポーツ機会を提供することがねらいである。

また、実施者がこのプログラムをきっかけとしてその競技の魅力に触れ、週末などを利用してより本格的にその競技を楽しむようになれば、当該競技の統轄団体にとっては、新たな愛好者の獲得になる。上記で要件に③を加えたのはその理由からで、各種競技の中央競技団体や(公財)日本オリンピック委員会、(公財)日本体育協会などの統轄団体にはこれを利点と捉えプログラムの開発にあたってもらいたい。愛好者の裾野の広がりや、長期的にはトップの競技力の押し上げにつながることも期待できる。一方で本格的なプログラムの開発にはコストがかかることから、競技の普及事業の一環としてスポーツ振興基金やスポーツ振興くじなどの助成制度が利用できるような体制づくりが必要である。運動・スポーツを「行いたいと思うができない」層の縮減につながる同プログラムの開発・普及を、生涯スポーツ社会の実現を目指す一環として国がバックアップすることが求められる。

プログラム普及の第1フェーズでは、スポーツ立国戦略で示された広域市町村圏(全国300ヵ所程度)を目安とした拠点クラブに対する元トップアスリートなどの配置スキームの活用を提案したい。対象となる元トップアスリートが、スポーツ時間創出プログラムのインストラクターとなり、配置される地域においてプログラム受講を希望する地域の企業や団体を巡回する。将来的にプログラム受講希望者が増えれば、このプログラム開発団体が地域のスポーツクラブに直接派遣を行う方法では人材不足が予想されるため、普及の第2フェーズとして都道府県の競技団体、体育協会などの協力を得てインストラクターのリクルーティングと育成を行う必要が生じるであろう。普及の第2フェーズにおいて、インストラクターは元トップアスリートに限らず、プログラム普及の趣旨と地域のスポーツ振興に関心の高い者を広く採用できるような体制構築が求められる。

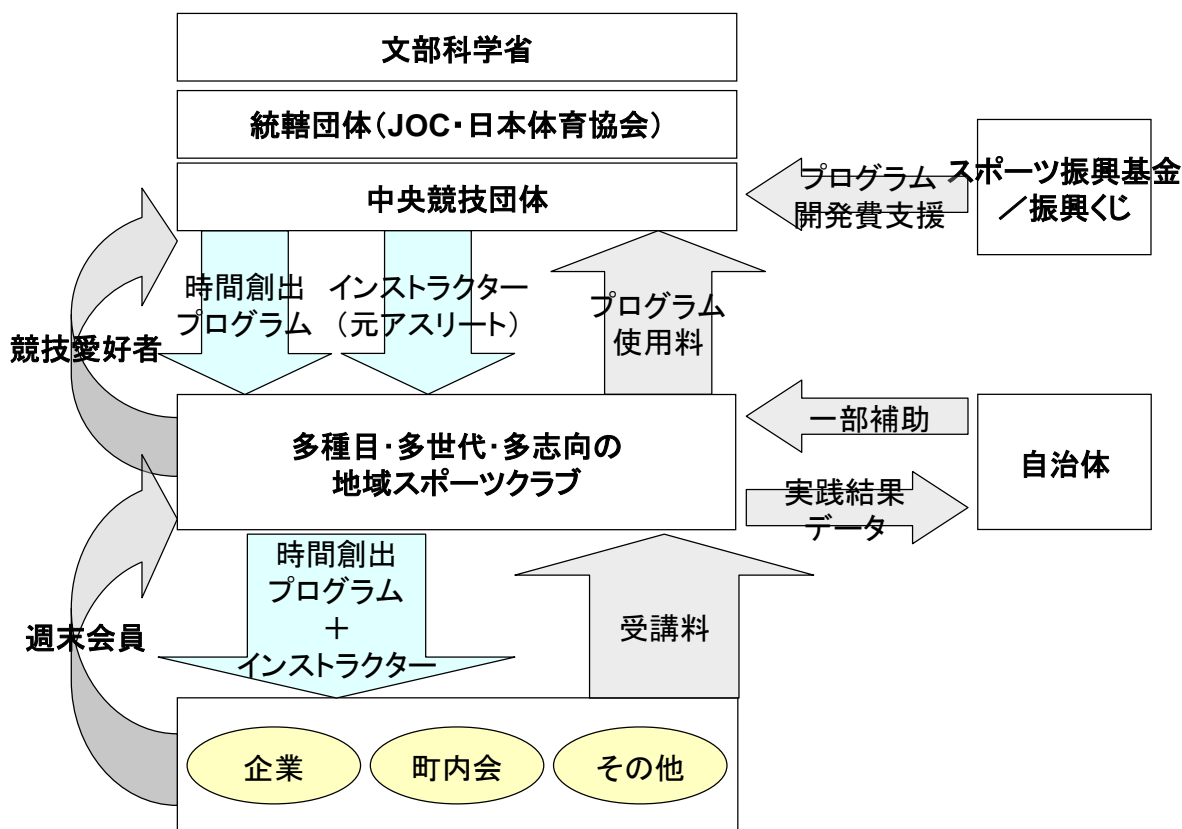
インストラクターの配置先としては、運動・スポーツを行う場が確保されている公益性の高いスポーツ組織(スポーツNPO、地元の体育協会、多世代会員を多く抱える単一種目スポーツクラブなど)であれば総合型クラブに限る必要はない。組織の公益性が担保できれば、将来的には地元自治体との連携(たとえば自治体が活動費の一部を支援し、組織側は巡回指導による効果に関するデータを提供するなど)にも道が開ける。また、インストラクタ

一の配置先を運動・スポーツを行う場が確保されている公益性の高いスポーツ組織としたのは、平日の日中にこのプログラムを楽しんだ人が週末、より本格的に楽しみたいと考えた際には適切な場が必要となることによる。平日、職場などで体験したプログラムをきっかけとして、週末には子や孫と楽しみたいと考える層に、その組織は受け皿となる。組織にとっても、プログラムを通じて定期的な利用者層が増えればメリットは少なくない。

巡回指導を受ける地域内の企業や団体はプログラム受講料をインストラクターの配置先組織に支払う。配置先組織は受講料収入の一部を「プログラム使用料」としてプログラムを開発した中央競技団体、統轄組織などに支払う。インストラクターのクオリティが高ければ、巡回指導の希望者も増え、プログラム開発団体には使用料収入と愛好者の増加という2つのメリットが生じる。

本施策案は、スポーツ立国戦略で打ち出された「トップスポーツと地域スポーツの好循環」という理念を具現化する試みである。トップスポーツの発展をミッションとする競技団体や統轄団体と、地域で生涯スポーツ振興にあたる総合型クラブなどが、こうしたプログラムを通じて協力しスポーツ実施者の増加に努めていくことが、ひいては生涯スポーツ社会実現へのステップとなるであろう。

図表 3-3 スポーツ時間創出プログラムの開発と普及



提言4 地域スポーツ振興の関係者が連携し、より開かれたスポーツ空間を創出するべき

生涯スポーツの充実を考えると、国民の誰もが利用できるスポーツ施設、いわゆる公共スポーツ施設のありかたは重要である。「スポーツを行いたいがする機会がない」と答える国民の数を減らし、より多くの国民がスポーツを楽しめる社会を形成するにあたっては、公共スポーツ施設が本来の設置目的に照らし十分に活用されているかを検証した上で地域住民のニーズに即応した運営がなされるべきである。

内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」(2009)によれば、国民の「公共スポーツ施設についての要望」のうち最も多いのは「身近で利用できるよう、施設数の増加」(36.4%)であり、次に多いのが「利用時間の拡大(早朝、夜間など)」である。この2つの要望が上位を占める傾向は過去10年以上変わっていない。この背景には、多くの公共スポーツ施設が限られた団体の占用により飽和し、新たなスポーツ実施者が利用しにくいという現状がある。

SSF「スポーツ白書」(2011)は、2010年度のわが国の「体力づくり関係予算」の合計が428億円で、5年前の2,691億円から80%以上も減少していること、文部科学省の社会体育施設整備費に関する予算も減少の一途で、社会体育施設数は1999年以降4万6,000~4万8,000ヵ所で横ばいであることを指摘している。

公共スポーツ施設に対する国民のニーズが新たな場と時間の創出であることがわかっていても、国と地方の財政赤字が拡大している現状において、新施設の増加は期待できない。求められるのは既存施設の効率的な運営によるスポーツ機会の増大である。内閣府による調査において、「利用時間の拡大」が上位にあげられる傾向が長く続いていることを考えれば、住民のニーズを踏まえた上で施設の利用時間に柔軟性をもたせることが望まれる。現に、民間事業者が指定管理を受けた公共スポーツ施設において利用時間が拡大された例は少ない。

利用時間の総量を増やした上で求められるのは、施設を一部の利用者にもみ独占させずひとりでも多くの住民の利用に道を開く取り組みである。現在の施設の利用状況を正確に把握した上で効果的な施策を打ち出し、国を含む地域スポーツ振興に関わる多くの関係者がそれをバックアップしていくことが求められる。具体的には以下のステップで施策を進めることを提案したい。

まず、施設を所有する自治体が地域住民に対しスポーツ施設に関するニーズ調査を実施する。現在、定期的に施設を利用している住民、かつて利用したことがあるが現在は何らかの理由で利用していない住民、興味はあるがまだ利用したことがない住民など、さまざまな立場の住民を対象に、何パーセントの住民が新たな施設の設置を求めているのか、またその理由(既存施設へのアクセスの悪さ、利用のしづらさなど)は何か、などを含む施設のありかた全般に係るニーズを調査する。

次に、自治体内のすべての公共スポーツ施設について、年間の施設利用活動に行われて

いるスポーツプログラムの内容を、同好会・サークルなどのメンバーのみを対象としたプログラム（共益的プログラム）と、有料・無料を問わず誰もが参加できるプログラム（公益的プログラム）に分類し、その比率を集計する。その上で自治体内の全公共スポーツ施設における公益的プログラムの実施比率の平均を算出する。このデータと住民のスポーツニーズ調査の結果を照合し、自治体として目指すべき、公益的プログラムの実施率基準（公共スポーツ施設で1年間に実施されるすべてのスポーツプログラムのうち、公益的プログラムが占めるべき割合）を設定する。この基準を自治体のスタンダードとして広く周知し、スポーツ団体等関係者の理解を求める。

基準に達していない施設については、その施設を主に利用している同好会・サークルなどに対し、メンバーのみを対象として実施されているプログラムの一部を公益的プログラムに変更するよう促すなど、基準の達成に努める。これを進める上では、地域内の公益的クラブ（総合型クラブなど）と共益的クラブによる協議の場を設け、共同でできる公益的プログラムの実施の可能性を検討するなどのアクションも必要となるであろう。

それまでなかば既得権的に、その施設を定期的にご利用してきた共益的な団体にとっては歓迎しかねる施策と捉えられる可能性は高い。しかし、一時的にはメンバーだけで楽しむスペース・時間が削減されたとしても、地域内の施設を利用する新規のスポーツ愛好者が増えることにより、地域のスポーツ振興に高い意識をもつ層が拡大し地域全体のスポーツ振興が進む土壌が形成されることは、彼らを含む地域住民全体にとって大きなメリットにつながることを訴え理解を得ていくことが重要である。

この調整作業には、十分な知識とスキルおよび粘り強い周知啓発活動が求められる。各自治体において専門の職員を配置することが望ましいが、自治体が専門職員配置に係る新規の負担増を背負うことは現実的ではない。基準をクリアする施設数が一定程度の目標に達するまでの時限プロジェクトとして国のサポートが得られることが望ましい。この点については、文部科学省が2011年度より新規事業として開始した「スポーツコミュニティの形成促進」における「プロジェクトリーダーによる巡回指導等の調整と地域の課題解決への取組の実践」を拡充し、現行のプロジェクトリーダーに期待される役割（小学校体育活動コーディネーターの調整・派遣業務や、地域住民のスポーツ参加を通じた子育てなどの企画立案）に、「公共スポーツ施設の公益的プログラムの実施率基準達成に向けた調整・助言活動」を加えることを提案したい。

提言5 産学連携を通じ、地域スポーツ産業の社会産業化を推進するべき

SSF「スポーツ白書」(2011)は「国と地方の財政赤字の拡大により公的部門のスポーツ支出は拡大が困難になった」とした上で、地域社会と一体となったクラブづくりを掲げたJリーグ、地元密着型チーム経営を理念に掲げたbjリーグなどのプロリーグ(チーム)やプロではなくとも地域クラブの形態をとるチーム(以後、便宜上、地域トップチームと呼ぶ)などが行う地域貢献事業は、ときとして行政による地域スポーツ振興に貢献していると指摘している。

行政による地域スポーツ振興に貢献という点では、地域住民の自主的な運営を目指すとして国が全国に育成を進めている総合型クラブが、スポーツ立国戦略においても「新しい公共」(人々の支え合いと活気のある社会をつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場)の担い手と位置づけられるなど、行政サービスを補完する機能に国が期待する姿勢がうかがえる。一方で、地域密着型のプロチームや地域クラブの形態をとるトップチームについては、同戦略上、新しい公共の担い手として明示されていない。

1990年に当時の通商産業省(現・経済産業省)により設置された「スポーツ産業研究会」がまとめた国のスポーツ産業に関する包括的な報告書「スポーツビジョン21」は、スポーツ産業をスポーツの「モノ・場・サービス(情報含む)」の提供者と定義している。この定義によれば、総合型クラブはスポーツの「モノ」の提供者ではないものの、「場・サービス」の提供者であり、地域トップチームとともに「スポーツ産業」の構成団体といえる。

また、同報告書は国民が健康で文化的な生活の理想を追求する上で、スポーツは必要不可欠な機能と意義をもっており、それを実践するための「モノ・場・サービス(情報)」を提供するスポーツ産業は公益性をもち、「国民生活の充実と発展に寄与しなければならない」という社会的使命を有している」としている。この主張は前述のスポーツ白書の指摘とも合致する。本項も、国・地方の財政状況が厳しい中、スポーツ産業、特に地方におけるスポーツ産業の担い手である地域トップチームが地域のスポーツ振興に果たす役割を重視する。営利(地域のプロチーム)であれ、非営利(総合型クラブ)であれ、スポーツという公益性をもった商材を扱う産業の担い手として地域スポーツの振興に貢献すること、つまり地域スポーツ産業の社会産業化を通じた貢献に期待したい。

一方、地域トップチームの多くがその経営と地域における連携に課題を感じている。経済産業省関東経済産業局(以下、関東経済産業局)は2009年に、同局が管轄する広域関東圏(1都10県)に活動拠点を置くトップスポーツチーム(プロ・実業団)、自治体、商工会議所、スポーツマネジメント系学部・学科をもつ大学を対象として、「スポーツビジネスと地域活性化」をテーマとしたアンケート調査を行い、その結果を「広域関東圏におけるスポーツビジネスを核とした新しい地域活性化のあり方に係る調査報告書」としてまとめた。

同報告書によると、地域トップチームの多くがチームの課題として「認知度不足」(74.2%)、「観客動員数不足」(67.7%)をあげ、求める人材像に「営業(顧客開拓、販売

促進、営業推進) 専門人材」(60.9%)をあげている。

「地域内(自治体・他スポーツチーム・メディア・企業・商工会・その他)連携」については、96.3%がなんらかの連携を行っていると答えたものの、48.4%が連携に「課題がある」として、「人手不足」「役割・責任分担が曖昧」「効果が定量的に把握しにくい」などをあげている。同報告書はこうした結果を受け、地域トップチームが地域活動を行うにあたっての現状の課題を、「大学との連携」「(地域内連携を行う)人材・人員の不足」「練習場・試合会場となる施設設置者(自治体等)の理解・協力」の3点と指摘している。

この調査結果から浮かび上がるのは、安定的な収入源につながる地域のファン獲得を至上命題とする地域トップチームが、そのための営業専門人材を欲しているものの十分な雇用環境を整えられずに人材が不足し、地域内連携活動も不十分にならざるを得ないという状況であろう。地域スポーツの振興という観点では、地域トップチームが行う地域住民に対するスポーツ教室、介護予防体操教室、地元スポーツ施設でのエキシビジョンゲームなどの地域貢献事業への期待は大きいですが、当然のことながら彼らにとっては足元の経営を固めることが最優先事項である。地域トップチームの経営上の課題を解決しつつ、地域のスポーツ振興に携わる多くのステークホルダーに利益をもたらす取り組みが求められる。

そのためには、顧客獲得を目指して営業専門人材を獲得するといった発想から、スポーツ振興による地域の活性化を共通の理念として地域全体を巻き込めるコーディネーターの育成という発想への転換が重要である。地域全体を巻き込むことで、チームの認知度を上げることはもとより、地域内の多分野の専門家から地域に関する情報やノウハウを習得できる。本項はそうした人材の育成には、地域の大学の活用が有効であると考えられる。関東経済産業局の調査によれば、大学との連携については54.8%のチームが、「インターンシップ受入」や「講義等における選手の派遣」などを実施していると答えている。一方、「大学との連携効果」という問いに対しては、40.5%(最大回答数)が「まだ効果を期待していないが、今後の効果の発現を期待」としていることから、同報告書は「まだ産学共同というようなかたちには至っていない」と評価している。裏を返せば、大学との連携については開拓する余地があるといえる。産学連携を通じて地域全体を巻き込むコーディネーターを育成する具体策として、本項では2007年に経済産業省と文部科学省が共同で立ち上げた「産学人材育成パートナーシップ」事業の拡充・活用を提案したい。

同パートナーシップ事業は、もともとグローバル競争やイノベーション競争を勝ち抜くため、真に産学双方向が求める人材を育成することを目的として始められた。「化学」「機械」「情報処理」「経営・管理人材」など8つの対象分野に分科会が設置されている。このうち、地域スポーツ産業の人材育成には、地域の特色ある取り組みや事業を活かせる経営・管理人材の育成を目的とする「経営・管理人材」分科会による取り組みが適している。

スポーツをテーマとした実績としては、静岡産業大学における株式会社ヤマハフットボールクラブ(ジュビロ磐田)による冠講座の提供がある。同校は、県内地域が必要とする人材の育成を目的として地域経済で現役として活躍する専門家を講師とした冠講座を設置

しているが、その一つにジュビロ磐田による「ニュービジネスとしてのプロスポーツ」がある。選手との契約や育成、ファンとの交流やスタジアムへの集客などを題材にジュビロ磐田の経営者やスタッフが講義を行い、現場経験に基づくスポーツ経営を学べることを売りにしている。

地域スポーツ産業の社会産業化に資する人材の育成に向けては、こうした冠講座に加え、地域スポーツ振興の関係者を含む地域振興に携わるさまざまなステークホルダーをグループ化し「地域スポーツ振興を通じた地域の活性化」をテーマに連続講義を設置すべきである。

地域スポーツ産業に属する団体（総合型クラブ、地域トップチームなど）、地元で活躍する中堅・中小企業の経営者、経営学、スポーツマネジメントを専門とする研究者、地域のメディア関係者などがそれぞれの立場から、地域社会に必要とされるスポーツ産業団体のありかた、求められる人材像、地域内でのネットワーク構築方法などを題材にして講義を行い、講義する側・受ける側の交流（聴講する大学生によるインターンシップなど）に加え、講師陣間の交流・連携（組織間の人材交流など）を促進する。また、地元企業の経営者などによる経営マネジメントの講義は、地域トップチームの関係者にとっては地域における人脈形成といった観点のみならず、地域で成功するビジネスモデルのヒントを得る上でも有効である。そうした地域に関する知識、情報、人脈を身につけた者が、それらを武器に地域内でチームの存在意義を高める事業を手がけていけば、チームの利益になるばかりでなく地域全体のスポーツ振興に利益をもたらすであろう。

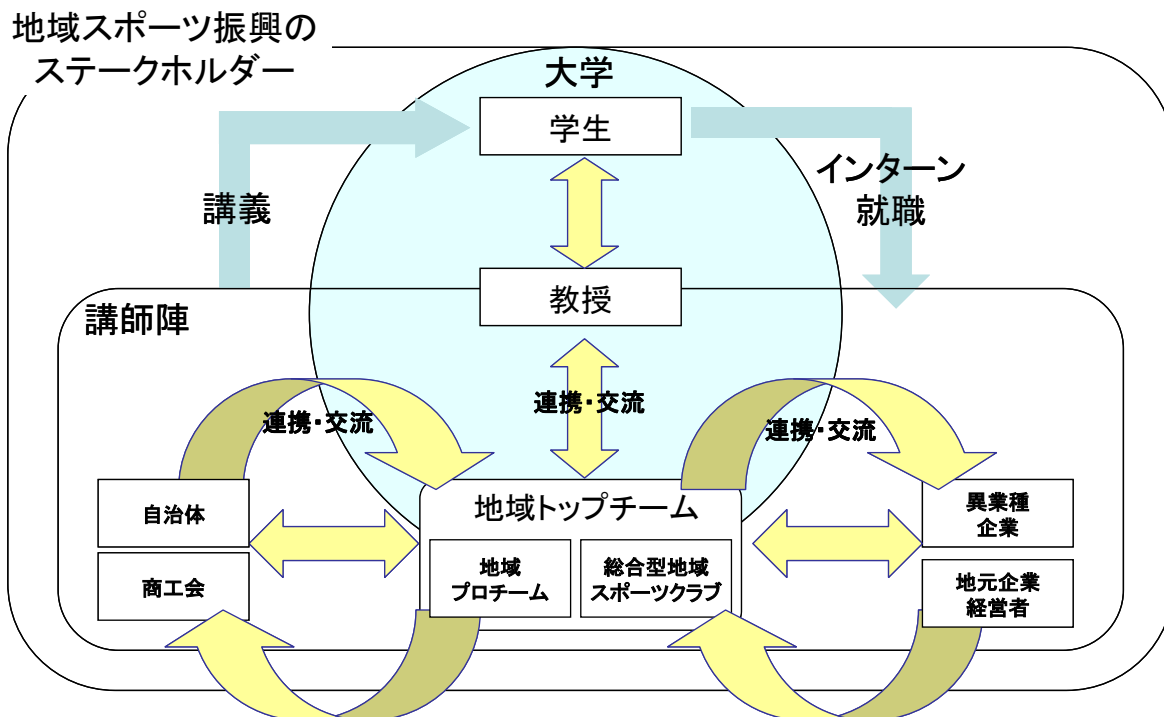
重要なのは、本来、人材の供給拠点である大学に、交流拠点としての役割を与え、地域トップチームを含む地域スポーツ振興のステークホルダーの間に共通の理念と価値観を醸成することである。そうした共通の理念と価値観が醸成されれば、従来は共存が難しいと思われていた地域スポーツのステークホルダー間の人材交流も進む可能性がある。たとえば、総合型クラブのスタッフと地元の民間フィットネスクラブとの人材交流があげられる。総合型クラブは多世代・多種目・多志向という設置要件により公益性を保っている。地域内のより多くの住民にスポーツを楽しむ機会を提供するという理念を民間フィットネスクラブと共有できれば、互いの顧客の世代、志向する種目・運動強度などを調整して、すみ分けを図ることも可能となる。総合型クラブと民間フィットネスクラブが互いにカバーする世代や種目を補い合えば、より多くの地域住民がスポーツを楽しめるようになる。

また、スポーツによる町おこしを計画した場合にも、この産学連携は有効に機能することが期待される。地域特性（住民のスポーツニーズやまちの現状）に即したスポーツによる町おこしには、スポーツ種目の多様化やスポーツ実施年齢の幅の拡大に対応する用具・用品の多品種・少量化が求められる。地域の事情に精通した地場のメーカーの柔軟な対応に期待するところが大きい。

地域スポーツ振興を通じた地域の活性化に向けて産学の関係者が理念を共有し、知恵を出し合うことで、こうした地域内資源の効果的な活用につなげていくことが地域スポーツ

産業の社会産業化による最大の果実となる。

図表 3-4 大学を拠点とした地域スポーツ産業の社会産業化



□ 競技スポーツ

アスリートが豊かなスポーツライフを過ごせる環境の構築

わが国の競技スポーツの発展と歴史を考えると、その基盤を築いてきた大きな要素は学校の運動部活動と企業スポーツである。職場における円滑な人間関係の構築や福利厚生を目的として誕生した職場スポーツは、戦後、レクリエーションの要素を取り入れ、民主的交流のシンボルとして発展した。1960年代以降、企業スポーツは、企業戦略の宣伝媒体として、企業イメージにおいて非常に重要な位置を占めるようになり、企業間競争の激化に伴い、従業員である競技者の実質的なプロ化が進行、完全に専門化されたアスリートが企業スポーツを担うようになった。そうした企業のサポートによりプレーを保障されたアスリートがオリンピックや世界選手権などで活躍するという形が近年の日本の競技スポーツを発展させてきた。1990年代のバブル経済崩壊後、企業スポーツを取り巻く経済状況は一変し、多くの企業チームが休・廃部に追い込まれ、アスリートのスポーツ環境にも大きな影響を与えた。「スポーツを一生懸命やって結果を残せばなんとかなる」、「メダリストにさえなれば、その後の人生は安泰だ」という風潮は幻想と化した。

そうした状況の中、2010年8月に文部科学省が発表した「スポーツ立国戦略」の重点戦略において「トップアスリートが安心して競技に専念できる環境の整備」として「ジュニア期から引退後までのキャリア形成支援と社会貢献の推進」が掲げられ、また、「スポーツ基本法」(2011)においても、「優秀なスポーツ選手の育成等」(第25条)、「企業、大学等によるスポーツへの支援」(第28条)など、アスリートの競技環境の整備を重視する国の姿勢が打ち出された。これらの戦略や条文には、アスリートが安心して競技に打ち込み、最高のパフォーマンスを発揮できるよう国がバックアップするとのメッセージがうかがえる。

今まさに、アスリートが自己のキャリア形成において、スポーツをどのように位置づけるかが問われており、それは同時に、アスリートをささえる中央競技団体などが、いかにして少年期から何度も訪れるキャリアトランジションの場面で、将来の不安を取り除き、スポーツへの道を選択できる環境整備に努めるべきかを問うことにもつながる。また、企業がスポーツチームを所有することが社会貢献という時代は終焉を迎え、企業が所有するスポーツチームでいかに社会貢献を行うべきかを常に意識しなければならなくなった。そうした時代の変遷を踏まえた競技スポーツの振興策が今求められており、競技スポーツを楽しむ国民がそこに幸福を見出せる社会の形成を目的とした施策が必要である。

本項では、スポーツ立国戦略でいう「トップアスリート」から一步踏み込んで、以下のように細分する。プロ、アマチュアを問わず、競技性を追及してスポーツする者を「アスリート」、日本を代表して、国際的に活躍する日本の顔となるアスリートを「トップアスリート」と定義づけたうえで、アスリートが豊かなスポーツライフを過ごすことができる環境構築について、以下2点の提言を行う。

提言6 キャリア形成支援により、アスリートが安心できるスポーツ環境を整備すべき

文部科学省「トップレベル競技者のセカンドキャリア支援に関する調査研究事業報告書」(2008)によると、引退後について具体的に考えている(公財)日本オリンピック委員会(JOC)の強化指定選手、オリンピックは約3割であった。一方、セカンドキャリア支援に割く時間がないと考えている指導者が約5割にのぼる。こうした現状を反映してか、約8割のアスリートが国によるセカンドキャリア支援体制の整備を求めている。アスリートが競技引退後の生活に不安を感じ、それを相談できる環境の必要性を求めていること、また、それをサポートする指導者にも支援に割く時間や余裕がないという状況が浮き彫りとなった。

一方、諸外国では、トップアスリートのセカンドキャリアを、アスリートの育成・強化の一環として位置づけた上で、それを支援する取り組みがすでに行われている。イギリスでは、アスリートのライフスタイルに潜む競技生活におけるネガティブな側面と、競技生活外の教育などのポジティブな側面のバランスをうまく取るためのサポート制度「パフォーマンス・ライフスタイル(Performance Lifestyle: PLS)」と、PLSを提供するための認定資格として「UKスポーツ・アドバイザー制度」を導入し、ライフスタイルのサポート、仕事に就くためのサポート、教育に関するアドバイスなどを行っている。また、オーストラリアでは現役アスリートとコーチに対して、アスリートが競技生活を行いながら勉強や仕事などのほかの活動を行うことや、それらに目を向けることの重要性を教えるために「A.C.E (Athlete Career and Education) プログラム」を導入している。

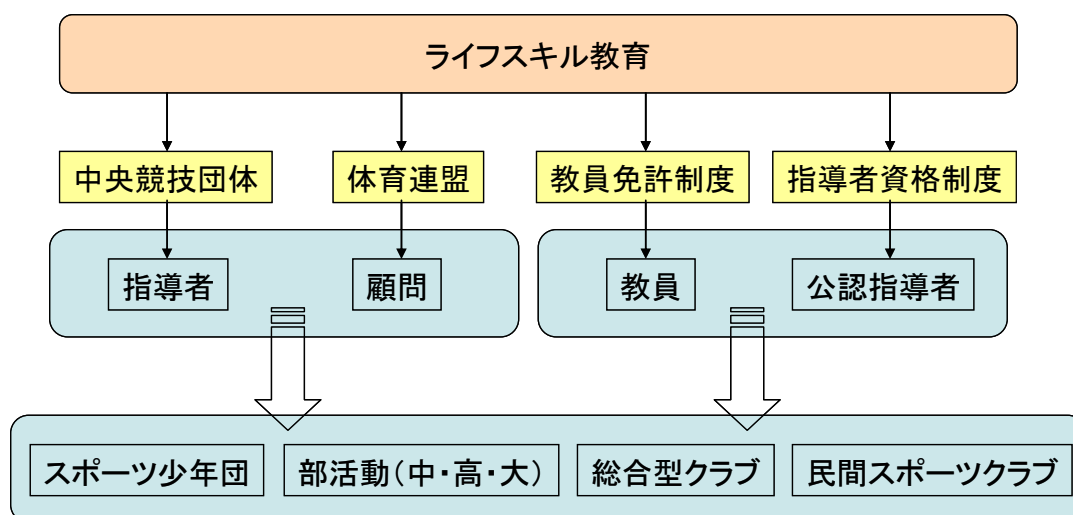
■ 「ライフスキル教育」の導入

日本でもセカンドキャリアについては早急な支援体制が求められているが、なによりも、現役アスリートがキャリア形成を意識する上で欠かせないのが「ライフスキル教育」という概念である。ライフスキルについては、1993年に世界保健機関(World Health Organization: WHO)が、「日常生活で生じるさまざまな問題や要求に対して、建設的かつ効果的に対処するために必要な能力」と定義している。たとえば、具体的な要件としてWHOがあげている「批判的思考(クリティカルな思考)」は、次から次へと入ってくる情報に対して、客観的な視点によって、「是非」「善悪」「公正」などの評価を与え、取捨選択を行う能力であり、実社会でも求められる能力である。こうした対処能力は、競技力向上に専念するだけでは当然得にくいものである。WHOが定義した能力をもとに、学識経験者、アスリート、生涯教育やキャリア教育の専門家など多分野の意見を取り入れ、日本のスポーツ環境や教育環境などを鑑みたくえで、アスリートが競技の第一線から退いた後も、スムーズに実社会に溶け込めるように、日本独自のライフスキルプログラムを作成し、少年期から習熟する体制を構築することが求められている。

(公財)日本体育協会(日体協)、JOC、(公財)日本レクリエーション協会、(公財)日

本中学校体育連盟、(財)全国高等学校体育連盟などの統轄団体は、行政と中央競技団体の協力のもと、スポーツ指導の現場にライフスキル教育を導入し、スポーツ少年団世代から学校運動部活動にいたる義務教育期と青年期において、すべての子どもがスポーツを通じてライフスキルを学ぶ機会を確保するべきである。

図表 3-5 ライフスキル教育を推進するためのシステム



ライフスキル教育の具体的施策については、4点があげられる。

(1) ファシリテーターの養成

優れた素質をもち、競技力の開発に専念してきたアスリートの中には、自身が積み上げた能力やスキルを積極的かつ効果的に活用する術を有していない者もいる。能力資源としての活用を意識させ、社会における有能な専門的人材だと認識させるためのファシリテーターの存在が必要になる。ライフスキルを習得した指導者や教員などがその役割を担い、幼年期から定期的に接することで、キャリア形成が身近なものになってくる。

(2) フォローアップ制度

全米大学体育協会 (National Collegiate Athletic Association : NCAA) では、学生アスリートは、Student Athlete と呼ばれ、規定の単位修得、授業への出席状況の要件を満たさないと競技会への参加が認められない規則がある。学生アスリートは、学生でありかつスポーツ選手であることから、本分である学業と両立できない者には、参加機会を与えないのである。これを参考にして、日本の大学においても、スポーツ推薦入学者へのフォローアップ制度の導入がなされるべきである。スポーツ推薦を受けられるほど優れたアスリートであっても、学生である以上、勉学とスポーツの両立は求められるべきであり、所属する大学はスポーツ推薦入学者の動向を注視する必要がある。たとえば、中央競技団体が全国大会への出場選手の登録要件に一定の学業評価基準を要求することで、学業とスポーツを両立する学生アスリートのロールモデルを確立することは難しいことではない。学生

アスリートが社会から尊敬の対象となることは、子どもたちの目指すべきキャリアパスのひとつとなるだけでなく、大学側にとっても、学業とスポーツの両立を目指す大学としてのイメージアップにもつながる。

(3) アンバサダー能力訓練（仮称）

各競技団体において、日本代表に選出され、国際大会での活躍が期待されるトップアスリートについては、日本代表としての意識形成を行い、対外的なスポーツ交流をはじめ、日本の象徴として広報的役割を習得する「アンバサダー能力訓練（仮称）」を導入すべきである。ここでいうアンバサダー能力訓練とは、日本を代表する貴重な人材であるトップアスリートがスポーツ交流を通じて行うアンバサダー活動（国や地域、スポーツ団体などに対して、対外的な交流で国際親善に寄与する活動）を足がかりに、ネットワークを広げ、外交、教育、政治、文化などの分野においても、活躍できるリーダーとしての素養を育む訓練を指す。

(4) 指導者表彰制度

現在、(財)日本サッカー協会が独自の表彰制度として代表選手を育てた指導者を表彰する「ブルーペナント」制度を創設している。その対象を他競技に適用させた上で、オリンピックだけではなく、スポーツ界に自身の経験を還元するなど社会に貢献した人材を育てた指導者にスポットライトを当てる。これにより、育成世代の指導者に対する社会的地位の向上、育成期からの勝利至上主義に基づく指導への警鐘にもつながる。

■ 「アスリート年金」の創出

ほとんどのアスリートは現役引退後、新たな人生の選択として、競技生活とは無関係のキャリア形成が求められる。人生の一時期を競技に専念したとしても、それが一生涯のキャリアを考慮した際に、足かせになるのは極力避けるべきであり、逆にメリットとなるような体制の整備が不可欠である。

スポーツ立国戦略において、「引退後のトップアスリートの能力を社会全体で有効に活用できるよう、キャリア形成奨励金を一定期間支給し、大学院進学等を支援する」としているが、それに加えて、元アスリートが効率的にかつ継続的に自身の習得スキルを社会に還元できるシステムとして、活動する元アスリートの最低限度の生活を保障した「アスリート年金」の創設を一連の引退後のアスリート支援策として提案したい。

この提案にあたり、本項では、現役終了後から、次の人生を歩みだすまでの期間を「トランジション期」と定義する。トランジション期において、キャリア形成奨励金を一定期間支給するが、その支給要件を事前に提示した上で、要件を満たせなかった者については、返金を義務づけ、さらには、国の補助である以上、国民への情報開示も徹底する必要があると考える。具体的な対象プログラムとしては、アスリート自身が蓄積してきたテクニカルスキル、メンタルスキルを言語化して伝える「アスリート伝達能力訓練（仮称）」の受講、スポーツ指導者資格だけではなく、社会で能力を発揮するための検定試験や国家試験のよ

うな資格の取得、国内外の大学、大学院への進学などがあげられる。

習得した能力やスキルを地域スポーツ振興や子どもたちの啓発活動など、スポーツを通じた社会貢献活動に関わる者には、アスリート年金を支給する。受給要件としては、元トップアスリート、ライフスキル教育習得者、アンバサダー能力習得者、中央競技団体からの推薦の条件をすべて満たした者で、指導者資格を取得して地域スポーツの振興に貢献している者、アスリート伝達能力訓練の履修者でそれを社会に還元している者、中央競技団体の専門職スタッフとして勤務している者のいずれかである。なお、専門職スタッフについては、現場の声を拾い、団体の施策に反映する業務を始め、元トップアスリートとしての経験を最大限に活かせる者を対象とする。財源としては、アスリート年金のための基金を設立し、国の予算だけではなく、民間からの資金を加えて積み立て、それを運用していくことが考えられる。

提言 7 中央競技団体の運営を可視化し、競技の普及活動の強化につなげるべき

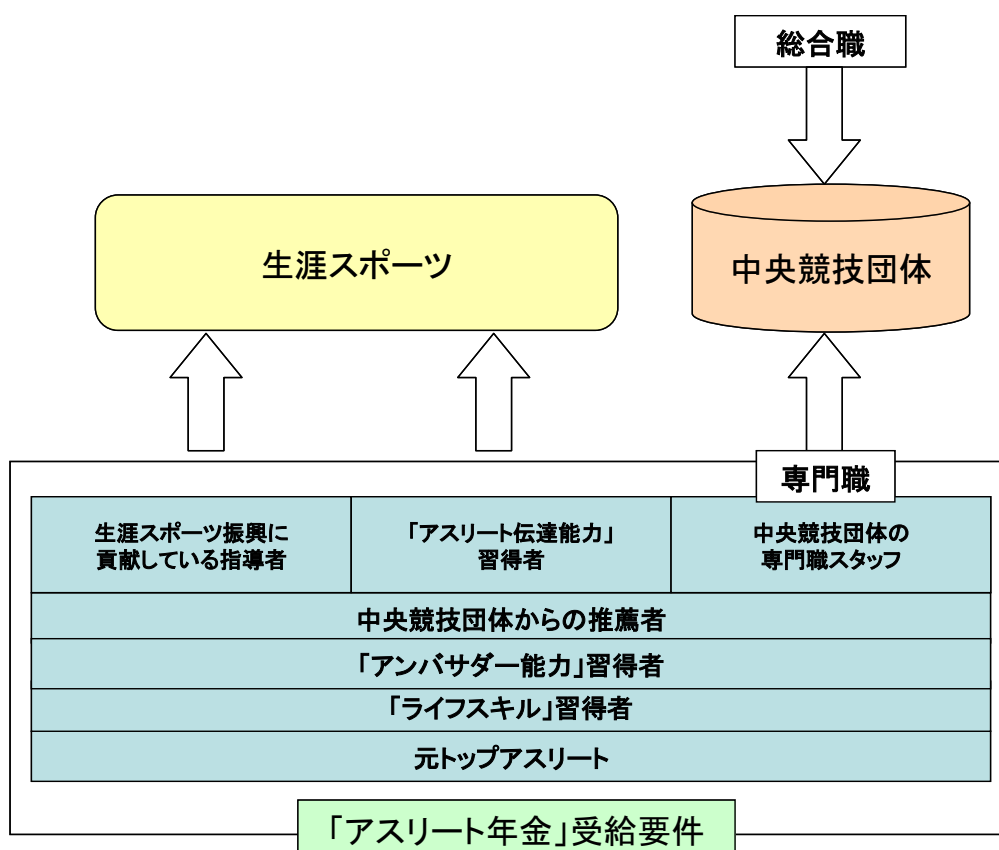
スポーツ立国戦略は重点戦略として、「スポーツ界における透明性や公平・公正の向上」に触れているが、スポーツ基本法においても、「スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成する」（第5条2）べきとしている。笹川スポーツ財団（SSF）「中央競技団体现況調査」（2011）によると、中央競技団体の運営スタッフに関する分析において、調査に回答した79団体のうち、運営スタッフがおらず、役員が運営スタッフの役割を兼務しているとみられる団体が11団体、正規雇用者のいない団体が全体の3割近くに及ぶことが明らかとなり、多くの中央競技団体は、役員、運営スタッフともボランティアで運営されるなど、財政的に苦しい状況にあることが改めて確かめられた。また、スタッフの入職経路では5割以上が「縁故」であること、スタッフの約8割が転職を経ていることがわかっている。

この結果から、中央競技団体は少数精鋭で、現場に精通した即戦力人材を求めていると推察できる。そうした要望を考慮した場合、組織運営の改善のために、現場の声を吸い上げることができる専門職スタッフと、組織運営の調整役となる総合職スタッフのバランスの取れた構成が望ましいと考えられる。総合職スタッフは、経営学修士（Master of Business Administration：MBA）に代表される組織マネジメントやガバナンスに関する学位取得者を対象に組織運営で能力を発揮できる人材を採用し、民間的な経営手法の導入により、資金調達、事業運営の効率化やコストの縮減、安定性や継続性、発展性に考慮した事業運営のスキーム構築などに注力させる。その上で、競技団体の運営の効率化を支援するため、統轄団体である日体協やJOCなどを中心に監督・助言機関を設置するとともに、競技団体は一層の情報公開に協力し、運営ノウハウを団体間で共有する体制を築いていく。

前述の「中央競技団体现況調査」で示したように、多くの競技団体が運営していくだけで精一杯で、ガバナンス強化にまで手が回らないのが現実である。中央競技団体が事業体として強固になることはつまり、短期的な結果を求められるために、強化活動に専念せざるをえない運営体質の改善にもつながる。安定した運営体制が構築されれば、普及活動にも腰をすえて取り組めるようになり、競技人口の増加だけではなく、競技自身の全国的な盛り上がりにもつながる。ひいては、競技団体のさらなる強化へとつながり、アスリートが安心して競技に取り組める環境構築を加速させるはずである。（独）日本スポーツ振興センターでは、2011年度から「スポーツ団体のガバナンス強化に対する助成事業」を開始した。法律、経営面についての課題等に対する指導・助言や統治・統制に関する研修会、およびそれらの課題等に関する専門家の配置等を行う事業が対象となっており、初年度は、3団体に対して、総額約530万円の助成を予定している。この助成事業が今後より多くの団体に活用され、成果をあげることが期待される。加えて、中央競技団体の運営能力の改善には、総合職スタッフの雇用支援など、10年後、20年後の競技団体のありかたを見すえた、

さらに踏み込んだ施策展開が求められる。子どもがスポーツに没頭したときに、保護者が心配するのは、競技性を追及した先に明るい未来が描けるかどうかである。怪我をしたときに充実したアスリート保険はあるのか、スポーツとは無関係な生活に移行しても幸福な人生を歩むことはできるのか、キャリアパスの作成と安心できる環境構築は、日本の競技スポーツの発展をささえる上で重要な課題である。

図表 3-6 アスリート年金受給システム



□ 障害者スポーツ

障害者が幸福を感じながらスポーツを楽しむ社会の形成

日本では、障害者がスポーツを楽しむための環境整備について、十分な支援が行えておらず、日常生活の中でスポーツを楽しむ土壌が形成しきれていない実情がある。障害の種類が多岐に渡る上、プライバシーの問題もあり、障害者の運動・スポーツ参加状況に関するデータは乏しいが、内閣府「障害者施策総合調査」（2008）によると、40.5%の障害者が何らかのスポーツ・文化芸術活動に参加していると回答し、これらの障害者が参加する主なスポーツ活動として卓球（スポーツ・文化芸術活動参加者の12.6%）、水泳（同12.4%）、陸上競技（同8.6%）などがあげられている。

障害者スポーツにおける根本的な課題は、障害者がスポーツを楽しむ環境の不足である。具体的には、障害者にスポーツを教えられる指導者の不足、障害者がスポーツを実施できる施設の不足があげられる。世間の目が気になって、スポーツに参加しにくいという社会背景もまた、障害者のスポーツ環境を狭める原因となっている。

1964年の東京パラリンピックを契機に、障害者のスポーツはリハビリテーションの一環と見られるようになり、病院や障害者施設などでスポーツとして実施されるようになった。国際連合は、1981年を「完全参加と平等」をテーマにした「国際障害者年」と指定し、その成果をもとに検討された「障害者に関する世界行動計画」を総会で決議し、計画実現にあたり、「国連・障害者の十年」（1983～1992）を宣言、障害者への課題解決に取り組むようになった。国際的にも、競技性の高い障害者スポーツ大会が開催されるようになり、こうした流れの中で、障害者のスポーツは、リハビリテーションの延長という考え方から、日常生活の中で楽しむスポーツ、競技するスポーツへと変わってきた。

1998年には、厚生省（現・厚生労働省）によって、「障害者スポーツに関する懇親会」が開催され、その報告を受けて、翌年、（財）日本身体障害者スポーツ協会は（財）日本障害者スポーツ協会（Japan Sports Association for the Disabled：JSAD）へと名称を変更し、すべての障害をもつ人の統轄団体となり、同時に、日本パラリンピック委員会が設立された。2002年には、（財）日本アンチ・ドーピング機構にも加盟を果たした。

今後は、スポーツが障害者の生活をより豊かにするという視点に立ち、誰もが気軽に生活の中で楽しむスポーツへと発展していく必要がある。また、障害の有無に関わらず、スポーツにおいてのノーマライゼーション（障害者と健常者が区別されることなく、社会全体を共にすることが望ましいという理念）の実現が必須である。「障害者基本法」（1993、2004改正）第2条において、障害者とは、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」と定義づけられており、本項でも、同様の定義のもと、障害者が幸福を感じながらスポーツを楽しむ社会の形成について、以下2点の提言を行う。

提言 8 スポーツ指導者制度の改善を通じて、障害者のスポーツ参加機会を拡充すべき

障害者基本法第 22 条では、国および地方公共団体は、施設・設備の整備、文化、スポーツに関する活動の助成、その他必要な施策を講じるべきとしている。また、2006 年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が制定され、以前からバリアフリーの対象となっていた建築物、公共交通機関、道路に加えて、路外駐車場、都市公園にも移動などにおける円滑化基準の適合が求められ、バリアフリー化が促進された。しかし、建築物が障害者の利用の幅を拡大しただけでは問題は解決せず、障害者スポーツの指導者が適正に配置されるように環境を整えていかななくてはならない。JSAD が養成・認定している主な指導者資格には、身近な障害者にスポーツの日常化を促進する「初級障害者スポーツ指導員」、都道府県レベルにおいて障害者のスポーツ指導にあたる「中級障害者スポーツ指導員」、障害者のスポーツ指導に必要な専門知識と技能ならびに高度な指導技術を身につけ、都道府県あるいはブロックレベルにおいて指導者を含めた指導にあたる「上級障害者スポーツ指導員」がある。JSAD によると、初級障害者スポーツ指導員数は 1 万 8,249 人、中級障害者スポーツ指導員数は 2,359 人、上級障害者スポーツ指導員数は 606 人が登録されている。JSAD では、資格保有者の約 3 割が実際に活動していると認識しており、初級、中級、上級の障害者スポーツ指導員を合わせると、約 6,400 人が実際に活動していると推測できる。JSAD が行ったアンケート調査では、スポーツ団体からは「指導員を募集しているが指導員が来ない」、指導員からは「活動したいが活動の場がない」との意見があり、互いのニーズに対してのマッチング不足が課題であることがうかがえる。内閣府「障害者白書」（2010）によると、障害者人口は約 744 万人であり、活動している指導者が約 6,400 人であれば、一人当たりが担当すべき障害者数は 1,200 人という計算になる。この数字からも指導者が足りないことがわかるが、さらに障害の種類や度合が多岐に渡ることから、指導には細部のケアが要求され、こうした点からも指導者数の不足は否めない。

障害者にスポーツを教えられる指導者を確保するための最も有効な方策は、一般の運動・スポーツ指導者の活用、つまり、現状において、運動・スポーツの指導にあまっている地域の指導者が、障害者の指導を兼ねるようになることである。このために必要な施策が、統轄団体などが養成・認定している運動・スポーツの指導者資格制度のノーマライゼーションである。

資格認定団体は JSAD や障害者スポーツの競技団体と連携し、障害者スポーツ指導の実践を養成講習や資格更新のための研修などに盛り込む。講師は JSAD の上級障害者スポーツ指導員が務める。障害者を教えられる指導者の養成とあわせて、障害者のために用具やルールを修正、適合（adapt）させて、障害の有無を問わず誰もが楽しめるよう作られたアダプテッド・スポーツ普及の場としての機能をもたせるのが理想である。

「スポーツ立国戦略」（2010）において、体育の授業や体育的活動の計画について支援す

る役割として「小学校体育活動コーディネーター」が位置づけられている。JSAD の上級障害者スポーツ指導員によるアダプテッド・スポーツの講義受講をこのコーディネーターの必須要件とすれば、小学校の教育活動を通じたノーマライゼーション教育も可能となるだろう。

地域スポーツの受け皿となる総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブ）においては、アダプテッド・スポーツの機会創出を期待する。JSAD の認定指導者が、前述したスポーツ指導者制度の改善で障害者スポーツに理解を深めた地域のスポーツ指導者と協力して、各地の総合型クラブで障害者を受け入れ、障害者と健常者がともに楽しむプログラムを提供するのである。この体制を整備するために、JSAD の認定指導者を配置し、アダプテッド・スポーツのプログラムを実施している総合型クラブを、(独)福祉医療機構や(独)日本スポーツ振興センターなどが助成金で支援するのは、ノーマライゼーションの普及と総合型クラブの「多種目、多世代、多志向」プログラムの充実の点から理にかなっている。なお、総合型クラブにおけるアダプテッド・スポーツのプログラムの開発と普及には、JSAD と JSAD の上級障害者スポーツ指導員の協力が不可欠であることはいうまでもない。資格制度の改善によるスポーツ指導者のノーマライゼーションを、地域スポーツを核にした社会全体のノーマライゼーションの普及につなげるのが最終的なねらいである。

提言9 障害者スポーツセンターのハブ化、他施設の全国ネットワーク化を進めるべき

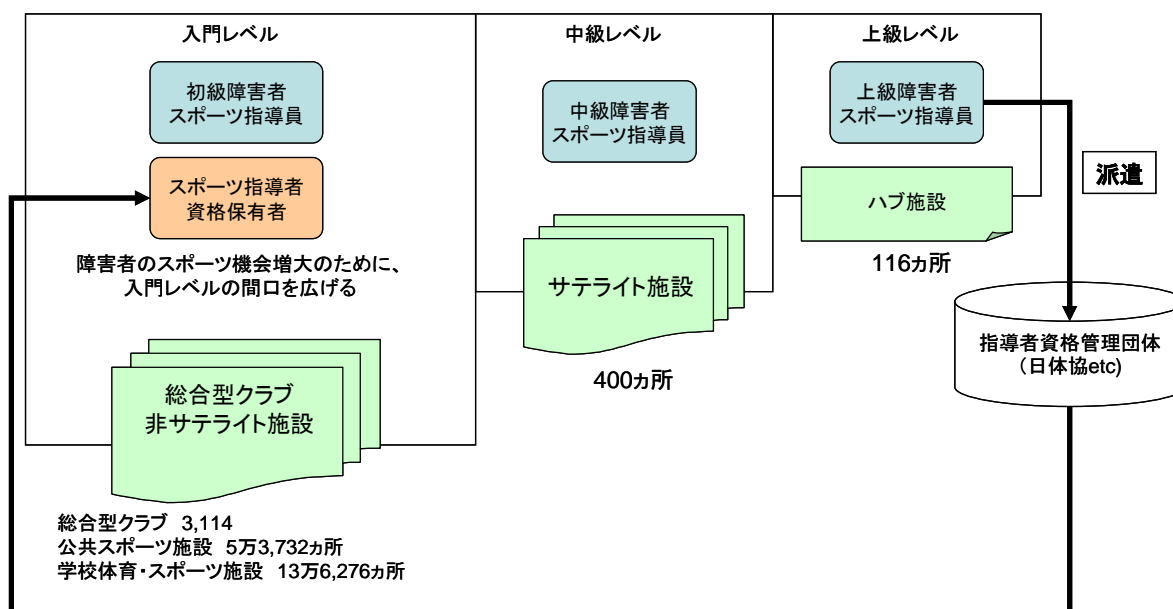
「障害者自立支援法」(2006)は、障害者の自立支援を目的に設立されたが、一方で、障害者福祉サービスの原則一割を自己負担としていることが、結果的に障害者への負担を増大させ、スポーツ参加へのハードルを上げることになったとも指摘されている。「スポーツ基本法」(2011)では、障害者のトップアスリートについて、パラリンピック競技大会などで優秀な成績を収めるために、競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図る(第2条6)とした上で、アスリートではない障害者についても、自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮(第2条5)が必要として、障害者スポーツの裾野拡大にも目を向けている。

笹川スポーツ財団(SSF)「障害者スポーツ施設に関する研究」(2011)によると、障害者専用あるいは優先のスポーツ施設としての障害者スポーツセンターが、2010年現在で国内に116カ所ある。これらの施設は障害者スポーツに必要な用具や器具が備えられているとともに、障害者スポーツ専門の指導者が常駐しており、各地の拠点となっている。しかし、障害者スポーツセンターが地域の障害者スポーツのすべてを網羅してケアすることは不可能に近く、利用者は近隣の障害者に固定化される傾向にある。障害者が容易にアクセス可能で、居住地域に左右されないスポーツ機会の提供のために、障害者スポーツセンターをハブ化し、周辺地域との連携を図るべきである。ハブ施設の周辺にある既存の施設のうち、プールと体育館などを併設する複合施設を「サテライト施設」として指定し、ハブ施設とサテライト施設の連携により、当該地域の障害者にスポーツ機会を提供する。具体的には、ハブ施設と周辺の複数のサテライト施設をネットワーク化し、ハブ施設にはJSADの上級障害者スポーツ指導員を、サテライト施設には中級障害者スポーツ指導員を常駐させ、地域ニーズの把握、施設で提供するプログラムの連携・補完、指導者の能力向上のための研修などについて協力体制を確立する。施設数の目安として、ハブ施設となる障害者スポーツセンター116カ所に対し、衆議院の小選挙区300に各1カ所、さらに政令指定都市19、中核市41および特例市40には各1カ所を加えて計400カ所のサテライト施設を指定する。また、その他の施設においても、JSADの初級障害者スポーツ指導員の配置を促進する。サテライト施設は、周辺の公共スポーツ施設、公共施設や学校体育施設で活動している総合型クラブなどに対し、サテライト施設が実施している障害者スポーツプログラムに関する情報を提供し、周辺住民の参加を促すほか、総合型クラブが障害者スポーツのプログラムを実施する上で必要な指導や助言を行う。サテライト施設によるサービスとしては、複数の非サテライト施設を会場に展開する巡回型の障害者スポーツ教室が特に有効であろう。障害者スポーツセンターをハブに、サテライト施設、非サテライト施設およびそこで活動する総合型クラブが機能的に連携する体制の構築が求められる。

先に提言した公認スポーツ指導者制度の改善と、障害者スポーツ利用施設のハブ化を実現させると以下の図になる。入門レベルの障害者スポーツについては、JSADの初級障害者

スポーツ指導員とアダプテッド・スポーツが指導できる運動・スポーツの有資格指導者が総合型クラブや社会体育施設に配置されることで、障害者のスポーツに取り組むきっかけが増え、健常者と障害者が一緒にスポーツする機会が確保される。さらなる技術や競技力の向上を求めた場合に対応できるように、ハブ施設に上級障害者スポーツ指導員を、サテライト施設に中級障害者スポーツ指導員を常駐させることで、日本各地に指導者、施設、情報のネットワークが確立し、地域住民がより参加しやすい環境が整備されることになる。さらには、上級障害者スポーツ指導員がほかの統轄団体のスポーツ指導者に指導することで、アダプテッド・スポーツ指導者人口が増え、結果的に障害者スポーツの好循環につながる。

図表 3-7 施設のネットワーク化と指導者配置



注) 総合型クラブ数は、文部科学省「総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」(2010)

スポーツ施設数は同「体育スポーツ施設現況調査」(2008)より引用

内閣府「障害者施策総合調査」(2010)によると、障害者の68.0%が障害を理由とする差別や偏見を受けたことがあると回答しているが、障害者スポーツの好循環は、一般のスポーツ施設において障害者が健常者とアダプテッド・スポーツを楽しむ機会を提供し、リハビリテーション・スポーツの延長であった障害者スポーツを、明るく豊かな生活を享受するための障害者スポーツとして確立・発展させる可能性をもつと考える。

参考文献

本書をまとめるにあたっては、以下の文献等を参考とした。

□ SSF 刊行物

スポーツ活動に関する全国調査. 1992, 94, 96, 98, 2000, 02, 04, 06, 08, 10.
スポーツ白書 - スポーツ・フォー・オールからスポーツ・フォー・エブリワンへ. 2001.
スポーツ白書 - スポーツが目指すべき未来. 2011.

□ 学校とスポーツ

出原泰明編：中村敏雄著作集第1巻 体育の教科成立論，創文企画. 2007.
岡出美則：体育における道德教育の具体化に向けて. 体育科教育, 2011.02, 大修館書店, 2011.
岡出美則：私はこう読む！「スポーツ立国戦略」. 健康づくり, 2011.2, 財団法人健康・体力づくり事業財団. 2011
学校教育法. 2011.
教育基本法. 2006.
教員職員免許法. 2008.
白旗和也：”小学校体育活動コーディネーター”と”デジタル教材”で学校体育はどう変わるか？. 体育科教育, 2010.11, 大修館書店, 2010.
スポーツ基本法. 2011.
中央教育審議会：今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）. 2006
（文部科学省 HP：
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/06071910.htm）
日本教育大学協会・学部教員養成教育の到達目標検討プロジェクト：学部（学士課程）段階の教員養成教育の組織・カリキュラムの在り方について[論点整理]. 2009.
文部科学省：学校教員統計調査報告書. 2007.
文部科学省：小学校学習指導要領解説体育編. 2008.
文部科学省：スポーツ立国戦略. 2010.
文部科学省：総合型地域スポーツクラブ育成状況調査. 2010.
文部科学省：中学校学習指導要領解説保健体育編. 2008
文部科学省：平成22年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について. 2009.
文部科学省：文部科学白書. 2009.

□ 生涯スポーツ

川西正志、野川春夫：生涯スポーツ実践論—生涯スポーツを学ぶ人たちに。市村出版，2006.

経済産業省関東経済産業局：広域関東圏におけるスポーツビジネスを核とした新しい地域活性化のあり方に係る調査報告書。2009.

経済産業省、文部科学省：産学人材育成パートナーシップ。2007～.

(経済産業省 HP：

http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/san_gaku_ps/san_gaku_ps.htm)

(文部科学省 HP：

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/siryo/08043009/003.pdf)

スポーツ基本法。2011

通商産業省産業政策局編：スポーツビジョン 21 (スポーツ産業研究会報告書)。1990.

内閣府：体力・スポーツに関する世論調査。2009.

文部科学省：スポーツ立国戦略。2010.

文部科学省：スポーツ振興資料。2011.

文部科学省：スポーツ振興基本計画。2000.

文部科学省：総合型地域スポーツクラブ育成状況調査。2010.

□ 競技スポーツ

UK スポーツ：Performance Lifestyle(PLS).

(<http://www.uk sport.gov.uk/pages/performance-lifestyle-contacts/>)

オーストラリア・スポーツ研究所：Athlete Career and Education(A.C.E).

(http://www.ausport.gov.au/ais/scholarships/ais_athlete_career_and_education)

佐伯年詩雄：現代企業スポーツ論～ヨーロッパ企業のスポーツ支援調査に基づく経営戦略資源としての活用～。不味堂出版，2004. 04.

スポーツ基本法。2011.

諏訪英雄・井上洋一・齋藤健司・出雲輝彦：スポーツ政策の現代的課題。日本評論社，2008.

世界保健機関：ライフスキル.

(http://whqlibdoc.who.int/hq/1994/WHO_MNH_PSF_93.7A_Rev.2.pdf)

文部科学省：トップレベル競技者のセカンドキャリア支援に関する調査研究事業報告書。2008.

日本サッカー協会：JFA ブルーペナント～日本代表・育成指導者表彰制度～.

(http://www.jfa.or.jp/jfa/rijikai/2008/20080911/pdf/k20080911_3.pdf)

文部科学省：スポーツ立国戦略。2010.

全米大学体育協会(NCAA)：Becoming an NCAA Student-Athlete.

(<http://www.ncaa.org/wps/wcm/connect/public/NCAA/Student-Athlete+Experience/>)

□ 障害者スポーツ

- 厚生省：障害者スポーツに関する懇親会報告書. 1998.
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律. 2006.
- 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律. 1996.
- 笹川スポーツ財団：障害者スポーツ施設に関する研究. 2011.
- 障害者基本法：1993、2004 改正.
- 障害者自立支援法. 2006.
- スポーツ基本法. 2011.
- 諏訪英雄・井上洋一・齋藤健司・出雲輝彦：スポーツ政策の現代的課題. 日本評論社, 2008.
- 内閣府：障害者白書. 2011.
- 内閣府：障害者施策総合調査. 2008
- 内閣府：障害者施策総合調査. 2010
- (財)日本障害者スポーツ協会：指導者制度(平成23年度版)
- ((財)日本障害者スポーツ協会HP：
http://www.jsad.or.jp/yosei/11nintei_system.htm)
- (財)日本障害者スポーツ協会、日本パラリンピック委員会：我が国のパラリンピック選手強化ーその現状と課題および活動基盤の整備のための提言ー. 2010.
- (財)日本体育協会指導者育成専門委員会：これからのスポーツ指導者育成事業の推進方策. 2004.
- 望月浩一郎：日本の障害者スポーツと法をめぐる現状と課題 Present Circumstances and Issues of Sports and Law for Disabled Athletes in Japan. 2007.
- 文部科学省：スポーツ立国戦略. 2010.
- 矢部京之助・草野勝彦・中田英雄：アダプテッド・スポーツの科学～障害者・高齢者のスポーツ実践のための理論～. 市村出版, 2004.
- 渡邊浩美：障害者スポーツの社会的可能性. 2006

— 政策提言 —

国民が生涯を通じて、それぞれが望むかたちで
スポーツを楽しみ、幸福を感じられる社会の形成

2011年7月発行

発行者 公益財団法人 笹川スポーツ財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-15-16 海洋船舶ビル 5F

Tel 03-3580-5854 Fax 03-3580-5968

e-mail info@ssf.or.jp URL <http://www.ssf.or.jp/>

無断転載、複製および転訳載を禁止します。引用の際は本書が出典であることを必ず明記してください。

本書はポートルース公益資金による日本財団の助成金を受けて作成したものです。

公益財団法人 笹川スポーツ財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-15-16 海洋船舶ビル 5F

Tel 03-3580-5854 Fax 03-3580-5968

e-mail info@ssf.or.jp URL <http://www.ssf.or.jp/>